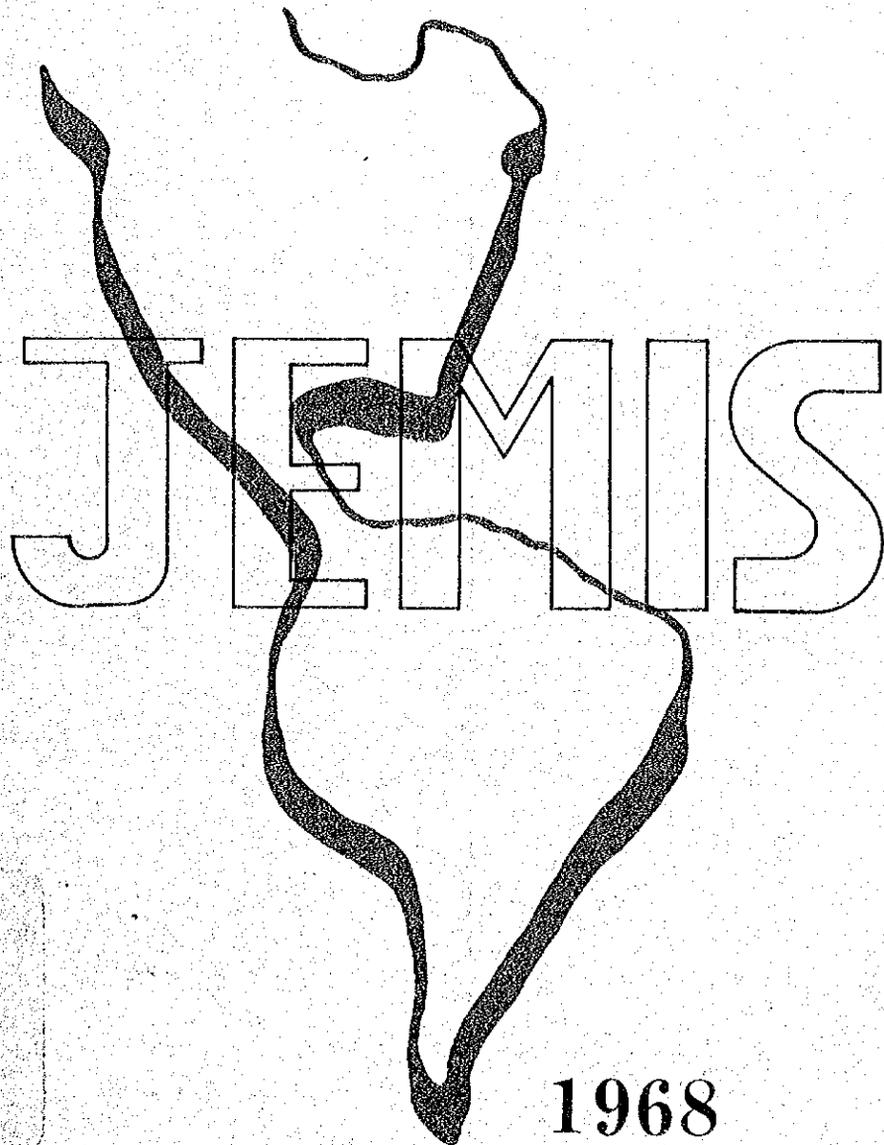


海外移住事業団



1968

国際協力事業団

設立 年月日	81.8.20	000
登録No.	13282	23.4
		EM

序

我が国戦後の海外移住は、昭和27年まずブラジル国から始まりましたが、その後パラグアイ、ボリビア、アルゼンチン、ドミニカ等がその門戸を開放し、又、近年になってカナダもこれにつづき、さらに最近ではアメリカ合衆国、オーストラリアも日本人移住者の受入れを行なおうとしております。

一方、移住に関する業務は、国内における移住についての知識の普及から現地における定着・自立に到るまでの移住者に対する相談、あっせん、指導及び援助を含む極めて多岐にわたるものでありますが、これを国の内外を通じて一貫した体制で処理し、移住者の早期安定をはかるべく、昭和38年7月15日従来日本海外協会連合会及び日本海外移住振興株式会社を解散して、当「海外移住事業団」が設立されたのであります。

本年は、明治元年ハワイに始まった我が国海外移住の100年にあたる記念すべき年ではありますが、この時にあたり、当事業団の行なっている移住業務をより多くの方々に理解して戴くと共に、今後の推進にあたって積極

的なる御協力を願うため、当事業団の紹介を兼ねてこの小冊子を印刷いたしました。



昭和43年3月1日

発行

海外移住事業団

理事長 広岡謙二

LIBRARY



1023888[9]

目 次

I 我が国海外移住の歩み	1
1. 戦前の移住	1
2. 戦後の移住	2
3. 戦後の海外移住の特色	4
II 海外移住事業団設立の経緯	11
1. 日本海外協会連合会の設立	11
2. 日本海外移住振興株式会社の設立	11
3. 移住審議会の答申	12
4. 海外移住事業団の設立	13
III 機 構	14
1. 役 員	14
2. 運営審議会	14
3. 職 員	15
4. 組 織	16
IV 予 算	22
1. 交付金予算	22
2. 出資金関係予算	23
V 業 務	25
1. 海外移住に関する知識の普及	25
2. 海外移住の相談及びあっせん	26
3. 移住者の訓練及び講習	26
4. 移住者渡航の際の宿泊施設の提供、輸送引率 その他の指導、援助	27

5. 移住者の事業、職業その他の生活一般についての相談及び指導	28
6. 移住者の定着のための福祉施設の整備その他の援助	30
7. 入植地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせん	32
8. 移住者及びその団体に対する農業、漁業、工業等の事業資金の貸付及び事業資金借入れに係る債務の保証	33
9. 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く）で、移住者を受け入れる場合の貸付	35
10. 附帯事業	35
11. その他の必要業務	36

VI 参 考

1. 海外移住事業団法	47
2. 移住地概況	62
(1) 事業団直営移住地	
(2) 相手国側設定の移住地	
3. 移住地別、事業団援護関係概図	69
4. 出資金関係事業概図	71
5. 移住者の定着安定のための経費	73
6. 送出統計	74
(1) 地域別年次別移住者数	
(2) 移住者総数にしめる単身者の比率年度推移	
(3) 渡航費貸付（支給）移住者形態別、年度別送出実績	
(4) 渡航費貸付（支給）移住者主要国別、年度別送出実績	
7. 在外事業所所在地	78

I 我が国海外移住の歩み

1. 戦前の移住

我が国の海外移住は、明治元年ハワイ諸島への甘蔗園雇用農移住に始まった。

ハワイ諸島への移住は、その後も断続的に進められたが、明治の中頃からは北米大陸への移住が始まり、更に徐々に南米大陸へと伸びていった。

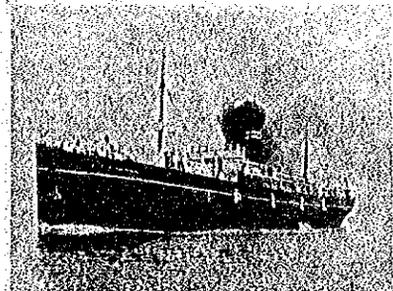
その間北米においては、移住制限につづいて停止等の措置が講じられたため、この流れはいきおい南米へとむかうことになった。

南米移住は、明治32年のペルーへの790名の移住がその嚆矢であるが、明治41年781名のブラジル移民を乗せた笠戸丸の出帆を皮切りに、その後は専らブラジルを中心に進められ、最盛期の昭和8年には年間23,299名を数える状況であった。この間、昭和9年には「二分制限法」が制定され、折角盛り上った我が国の移住に大きな打撃を与える等必ずしも順調ではなかったが、それでも大太平洋戦争勃発の昭和16年迄に約19万人の邦人が同国へ移住した。そしてこれら南北アメリカへの移住者は、戦後移住が再開されると、その受入体制造りに力強い働きを示している。

一方、満州を中心とした東亜地域への移住は、昭和7年頃からの所謂「満州移民」が代表的なものであった。

この移住は、当初武装移民として始められたが、その後昭和11年からは、国策として20年間に100万戸を送出する計画のもとに強力に推進された。

このほか支那大陸、南方への移住者も相当数にのぼっていたが、終戦により、全員故国へ送還され、移住の基盤は失われた。



ブラジル移住第一陣を運んだ
笠戸丸

2. 戦後の移住

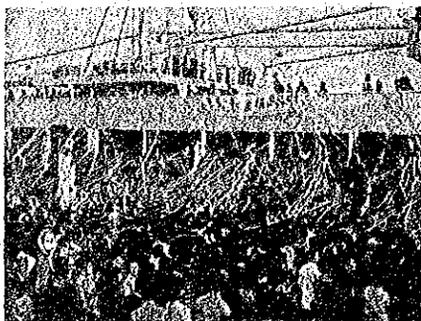
(1) 戦後の海外移住は、昭和27年12月神戸出帆の“さんとす丸”によるアマゾン地域へのジュート栽培移住者54名がその第一陣であった。

それ以後、移住者の数も年々増加すると共に、受入国もブラジルに次いでパラグアイ、ボリビア、アルゼンチン、ドミニカ等中南米諸国が相前後して門戸を開放し、昭和42年度末でこれ等諸国への渡航費貸付（支給）移住者は59,482名（他に米国難民救済法による移住者388名）に達している。

このなかで、移住者の数はなんといってもブラジルが第一で48,353名を数えている。これは歴史的にみても明治末期から昭和の初期にかけての移住者の大多数が同国に入り、あらゆる困難に打ち勝って確固たる地盤を築き、同国の繁栄のために活躍していることが、今日の移住希望に大きく作用しているものと思われる。ブラジル国とは昭和35年に移住協定が締結され、従来農業移住のほか、工業技術者への門戸も開かれた。

つづいてパラグアイの6,506名、ボリビアの1,668名、アルゼンチンの1,325名となるが、これ等のほとんどは農業移住者である。またこれ等のいずれの国とも移住協定を締結している。

※また、これに準ずるものとして、沖縄より琉球政府貸与の渡航費によるボリビア向自営開拓移住者3,290名がある。



移住船出帆風景

この他、中米のドミニカへは全部で1,325名の移住者が渡航したが、親日大統領トルヒーリョの失脚後、同国の政治、経済の不安のため一時多くの者が帰国または南米へ転住した。しかし3分の1程度は定住している。

(2)中南米諸国に対して行なっている自営開拓農移住については、相手国側

が創設した植民地へ入植させる以外に、日本側が直接移住地を取得、造成して移住者に分譲する方法を採っている。

この方法により創設した移住地は、ブラジルで7カ所72,626ヘクタール、アルゼンチンで3カ所4,460ヘクタール、パラグアイで3カ所187,400ヘクタール、合計で26万ヘクタールを越え、神奈川県を越えている。

この他、ボリビア政府から提供を受け日本側で造成し入植を進めている移住地が4カ所合計88,534ヘクタールあり、これ等の面積を合計すると約35万ヘクタールとなり、鳥取県を上廻る大面積である。

なお、これ等移住地の多くは、未開発の辺地にあるので、これが日本人の技術、資本、努力により開発され、生産力を生み出していくことは、相手国の地域経済開発に寄与するところ大である。因みに、これ等の諸国も、我が国との移住協定において、例えばブラジル国が「日本人の技術および労力の活用によるブラジル合衆国の経済開発を目的とし」と、またアルゼンチン国が「経済開発に必要な産業上の技術及び資材の導入を伴うすぐれた労働力を受入れる」こと及び「両国政府は、日本側の産業及び技術がアルゼンチン国の経済開発のために農業、漁業及び工業の専門的分野でもたらすことができる寄与を考慮し」とうたっているとおり、いかに我が移住者の受入れにより経済開発が行われることを期待しているかがうかがえる。

また、昭和39年に至りカナダが我が国よりの移住に門戸を開放したが、同国向移住は一般に極めて強い関心を呼び、移住者数は昭和40年には200名、41年には472名、更に昨42年は上半期だけで41年の年間送出国に達している状況である。この理由としては、第1に同国政府の受入の姿勢が積極的であること、第2に移住後早期に高水準の安定した生活ができること等の魅力があることによるものと思われる。

このようにして、今日在外日系人の総数は約120万人といわれており、戦前移住者については、すでにその二世・三世が活躍の時代に入っている。

3. 戦後の海外移住の特色

戦後の海外移住は、当初ほとんどが家族単位の農業移住者であったが、昭和30年コチア産業組合によりはじめられた単独青年雇用移住者の受入れを皮切りに次第に単独青年の移住が増加した。

この数は、その後昭和35年度をピークに中南米地域への渡航費貸付（支給）移住者全体が漸減したのに伴い、多少減少を示してはいるが、別表6-2でもうかがえるとおり、移住者総数に対する比率は徐々に高まり、当初昭和30年度15%であったのが、昭和37年度には26%と、更に昭和40年度には半数を上廻る55%となっている。そして、今日の移住相談の状況からみて当分この趨勢はつづくものと思われる。

次にあげられる特色としては、現地の工業化政策により外国企業の進出と国内企業の進出があり、これに伴う工業技術者の受入れが増加していることである。

近年、ブラジル、アルゼンチンなどでは、国の政策として工業化に力を注いでいるので、外国企業の進出を歓迎するとともに国内に不足している工業技術者ないしは技能者を海外よりの移住者により補充することを希望しているので、我が国からのこの種移住者に対する要求が強まっている実状である。

従来の技術移住者は、昭和38年度89名、同39年度108名、40年度169名、41年度228名と農業移住者の減少とは対称的に毎年増加の一途をたどっている。これをブラジルにおいて受入企業別にみると次のとおりである。

外国系企業	35%
日系現地企業	43%
日系進出企業	22%

なお、この技術移住については、前記のごとき企業進出あるいは現地企業の有能技術者不足等から考え、今後更に積極的求人があることが予想される。

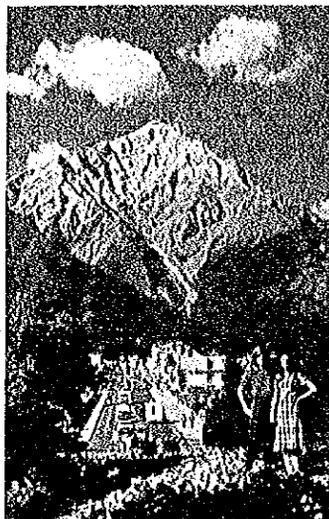
さらにいま一つの特色としては、カナダへの移住の急激な増加をあげることができる。

カナダは、かつては邦人の入国に対し、かなりきびしい制限を加えていたが、それ等の制約を除去し今や積極的に受入れる姿勢を示しており、前項に述べたとおりの急速な増加を見ている。カナダにつづいてアメリカ合衆国およびオーストラリアも我が国よりの移住に対する差別的取扱いを撤廃したので、これらの国への移住も漸次増加することが期待される場所である。

カナダより始ったこのような趨勢は、わが国民が単に開発途上の中南米諸国においてのみならず、これら先進諸国においてもその能力を発揮し、その経済発展に寄与することを可能ならしめるものである。

近年高度の経済成長を遂げつつある我が国においては、国民の生活水準が上昇し、国内の労働力不足が訴えられつつあるため、一時に比べ移住者の数も減少していることは事実である。

しかしながら、昭和41年度外務省が実施した世論調査の結果が示すごとく、海外雄飛を希望する者は、従来に比し相当多くを数える状況にあるので、前記のごとき国内事情にもかかわらず、移住の意義についての理解が国民の間に浸透するにつれ、青年層を中心とした移住が漸次増加することが期待されている。



カナダ国

アルバータ州バンフ国立公園
後方はカナダロッキー

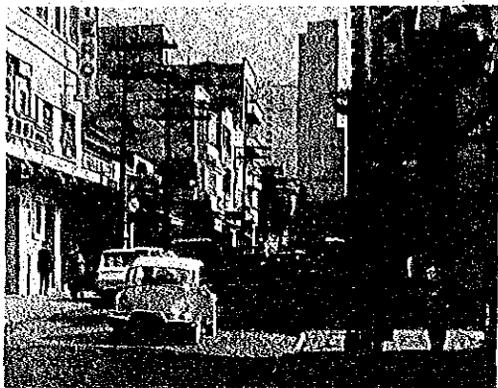
※同国に居住する日系人は、1961年の国勢調査で29,157人となっているが、現在は約3万人といわれている。
アルバータ州には約3,500人の日系人がいる。



ブラジル国

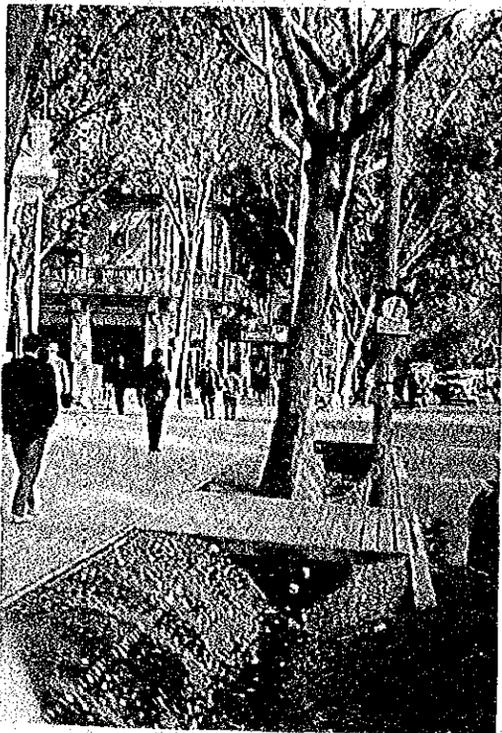
リオ・デ・ジャネイロ市の教会のある公園

※ラテン系諸国にはカトリック信者が多く、これら教会は信者の心のよりどころとなっている。同国には約60万人の日系人が居住し、政治経済の主要な地位についている者も多い。



ブラジル国
サンパウロ市の日本人街
(ガルボンブエノ)

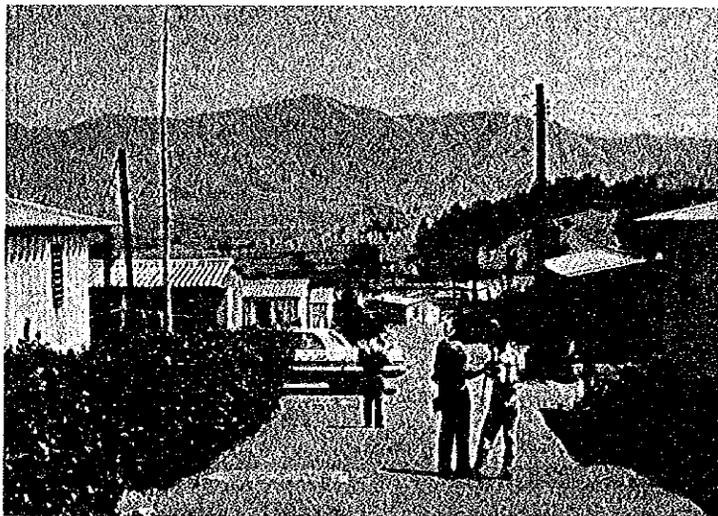
※日本の食糧品、その他の商品ほとんど間に合う。又日本映画の常設館もある。
同国に移住した邦人の中心地として有名である。



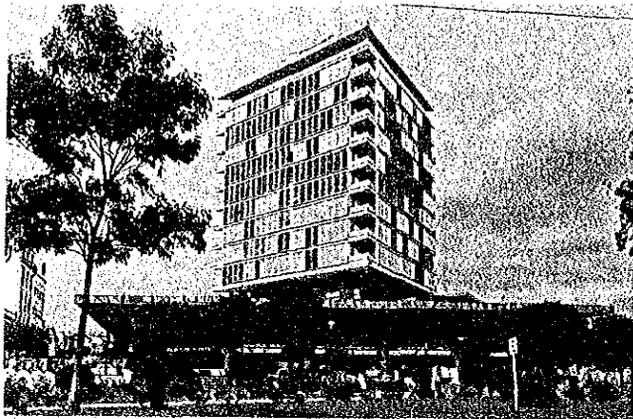
アルゼンチン国
メンドサ市内の風景

※同国には現在約2万人の日系人が主としてブエノス・アイレス市を中心に洗濯業、花卉栽培等に従事しているが、このメンドサも古くから灌漑によるブドウ栽培の邦人が相当数居住していた。その関係でアンデス移住地の創設となったものである。

ボリビア国
サンファン移住地のセンター、後方に見える住宅は宿泊所
※同国には約 8,100人の日系人が居住している。多くは、本土及び沖縄からの戦後の移住者である。



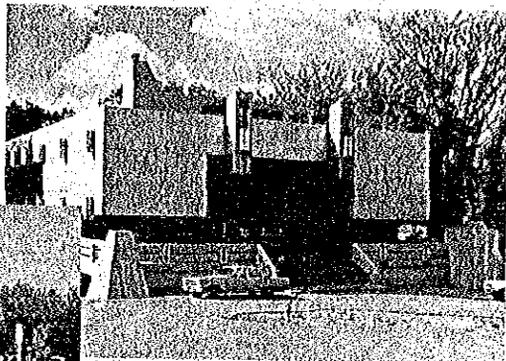
ドミニカ国
コンスタンサ移住地の移住者住宅
※同国には現在約 600人の日系人が居住している。



パラグアイ国

首都アスンシオン市内にあるグアラニーホテル

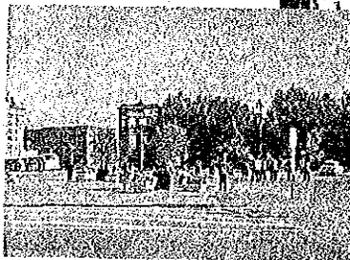
※同国には、現在約 7,500人の日系人が居住しているが、多くは戦後の移住者である。



カナダ国

トロント市にある日本人会館

※同市及び近郊に居住する日系人は、この会館を社交場として集り、また諸種の行事に活用している。また、同市には事業団の駐在員を置き移住希望者の必要とする資料、情報の収集等の任にあっている。同市のあるオンタリオ州は戦後移住者の最も多く入っている所である。



カナダ国

モントリオール市内

※同市のあるケベック州内には1,400名の日系人が居住している。

II 海外移住事業団設立の経緯

1. 日本海外協会連合会の設立

政府は、昭和27年に再開された海外移住を推進する強力な実務機関の設立を考え、昭和28年外務大臣の諮問機関である「海外移住懇談会」に諮った上、当時各府県に誕生しつつあった海外協会の中央機関として、財団法人「日本海外協会連合会」（以下「海協連」という）を設立する方針を決定し、翌29年1月設立の運びとなった。海協連は「海外移住のあっせん及び援助を行ない、かつ、海外移住の推進をはかること」を目的とし、具体的業務としては

- ①在外関係団体との連絡提携
- ②移住者の募集、選考、教育、輸送、定着及び指導援助
- ③渡航費その他資金の貸付及び回収
- ④移住者の啓発及び広報
- ⑤その他主務官庁から命ぜられた事項を行なうことであった。

業務遂行にあたっては、国内では都道府県海外協会と連携し、また在外では関係各国に支部を置き在外公館と連携を保ち、円滑なる業務運営の任にあたった。

2. 日本海外移住振興株式会社の設立

昭和30年9月には、現地に移住地を取得し、造成のうえ移住者に分譲すること、及び移住者の営農上必要とする資金の貸付・管理を行なうことを業務とする特殊法人「日本海外移住振興株式会社」（以下「移住会社」という）の設立が法律により決定され、以後移住会社は海協連とともに車の両輪としての役を果たすことになった。

移住会社の具体的な業務は

- ①外国において移住者及びその団体の行なう農業、漁業、工業その他事業に必要な資金の貸付

②外国において農業、漁業、工業その他事業を行なう者で本邦から移住する者をその事業に受入れるものに対し、その事業に必要な資金の貸付又は管理

③外国において本邦から移住する者を受入れての農業、漁業、工業その他の事業を行うこと 等であった。

移住会社はブラジル3ヶ所（リオ・デ・ジャネイロ、サンパウロ、ベレーン）、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ドミニカ各1ヶ所に支店あるいは駐在員事務所を置き業務運営にあっていた。なお、ブラジル国においては同国法令の関係で現地法人として

①投融资関係業務を扱う「移住振興信用金融株式会社」と

②人植地の購入、造成分譲ならびに直営事業、その他移住者受入れならびに援護業務を扱う「ジャミック移植民有限責任持分会社」

を設立し、リオ・デ・ジャネイロを本店に、サンパウロ、ベレーンをそれぞれ支店としていた。

3. 移住審議会の答申

昭和37年4月「海外移住に関する基本的な法律制定の基礎となるべき海外移住及び海外移住行政に対する基本的考え方について」内閣総理大臣より諮問を受けた移住審議会は、数回にわたる慎重な審議の結果、同年12月に答申を行なった。その中で移住の政策理念については「国民に日本とは事情を異にする海外における創造的活動の場を与え、これを通じて、直接、間接に国民の具有する潜在的能力をフロンティアにおいて開発し、その結果相手国への開発協力と世界の福祉に対する貢献となって、日本及び日本人の国際的声価を高めることにならなければならない。また移住は従来のように単なる労働力の移動とみられるべきでなく、開発能力の現地移動とみられるべきである」とし、実務機関のあり方については次のように述べられている。

(1)事業団の新設

「現在移住実務機関が競合して、これに国の補助金が分散し、行政機構の多元性とあいまって事務の渋滞、国費の無駄、資金効率の低下、方針の不統一等の結果をもたらしている。この際、海外協会連合会及び移住振興会社の移住業務等国の補助金もしくは資金によるものについては、これを統合し、新たに単一の公的実務機関を設けて移住実務の合理化を断行すべきである。」

(2)地方機構

「事業団は、移住相談及び移住あっせん機能の強化のため、都道府県に支部又は駐在員事務所を設け、要員を養成配置して移住希望者の便宜を計るべきである。」

以上の趣旨に基づいて「海外移住事業団」の設立が促がされた。

4. 海外移住事業団の設立

昭和38年7月8日海外移住事業団法が成立し、そして同年7月15日「海外移住事業団」が発足した。これに伴ない従来の海協連及び移住会社は解散した。

その後、昭和39年7月各都道府県に地方事務所を設置し、また同年10月神戸及び横浜の移住あっせん所を外務省から引継ぎ、これらを移住センターと改称し、名実共に国の内外を通じ一貫した移住実務機関となった。昭和42年7月に到り、日米両国政府合意のもとに沖縄等南西諸島地域における海外移住業務を扱うことになり、那覇市に事務所を設置、更に同月、カナダ移住の推進のためトロント市に駐在員事務所を開設し、業務体制の整備をはかり今日に及んでいる。

Ⅲ 機 構

1. 役 員

理事長1人、常勤理事4人以内及び監事2人で、必要の場合非常勤理事4人以内を置くことができる。

理事長及び監事は、外務大臣が任命し、理事は、理事長が外務大臣の認可を受けて任命する。

なお、昭和41年7月以降常勤理事のうち1名が中南米代表として代表部(リオ・デ・ジャネイロ)に駐在することになった。

現在の役員は次の通りであり、非常勤理事は任命されていない。

理事長	広 岡 謙 二
理 事	柏 村 信 雄
〃	大 城 齊 敏
〃	太 田 亮 一
〃	丸 山 幸 一 (代表部駐在)
監 事	筱 田 正 大
〃	鈴 木 猶 吉

2. 運営審議会

事業団法により理事長の諮問機関として、委員15人以内で構成する運営審議会が置かれ、業務の運営方針、予算編成方針、事業計画、予算及び資金計画等について審議を行なうことになっている。

委員の任期は2年で学識経験者のうちから外務大臣の認可を得て、理事長が任命する。

現在の委員は、次の諸氏である。(昭和43年3月任命)

安 東 義 良	元駐伯大使
石 坂 繁	熊本市長

江村 英雄	大阪商船三井船舶株式会社常務取締役
緒方 信一	日本育英会理事長
岡村 雅夫	高知県芸西村長
深沢 正広	全国地方海外協会連合会理事長
小沢 太郎	山口県海外移住家族会長
勝沼 晴雄	東京大学医学部教授
金井 元彦	兵庫県知事
神野 正雄	B I A C (経済産業諮問委員会) 日本委員会事務 総長
小南 みよ子	海外移住婦人ホーム常務理事
小林 一夫	日本放送協会報道局社会部長
田中 彦藏	日本商工会議所参与
酒折 武弘	農林漁業金融公庫理事
柳田 久	全国農業協同組合中央会専務理事

3. 職 員

定数 491人で国内に 311人、在外に 180人を配置している。

現在の内訳は、次の通りである。

本 部	104人
附 属 機 関	46
移住センター	(44)
海外移住研修所	(2)
地方事務所	152
沖縄事務所	9
在 外 職 員	180
ブラジル	(90)
アルゼンチン	(18)

パラグアイ	(44)
ボリビア	(23)
ドミニカ	(3)
アメリカ合衆国	(1)
カナダ	(1)

4. 組 織

事業団の業務を行なう機関としては、国内に本部、附属機関、地方事務所（各都道府県）及び沖縄に沖縄事務所、海外に代表部、支部及びその下部機関並びに駐在員事務所を置いている。

各機関毎の業務の概要は次のとおりである。

(1) 本 部

本部の組織として、総務部、財務部、業務第1部、業務第2部及び業務第3部の5部があり、次のように業務を分掌している。

ア. 総務部

総務、企画の2課及び調査、監査の2室から成り、業務の総合調整、組織、人事、文書、企画、内部規程、統計調査、広報、職員研修、内部の業務・会計の監査、職員の福利厚生、その他関係諸機関・団体との連絡に関する事項等を担当する。

イ. 財務部

予算、会計の2課から成り、予算、決算、会計、契約その他不動産、物品の管理等に関する事項を担当する。

ウ. 業務第1部

国内業務を主とし振興、技術移住の2課から成り、移住に関する知識の普及、相談・あっせん、訓練・講習、移住者の送出、その他雇用農及び技術移住者の現地における結合等の事項を担当する。

エ. 業務第2部

在外における移住者の援護、指導の業務を主とし援護、営農の2課及び技術指導室から成り、在外において移住者受入及び援護のための総合的計画の樹立並びに移住者の定着、安定促進のため必要な生活、営農の相談・指導、衛生、教育、治安、その他の諸援護、更に移住者の組織する農業協同組合、自治組織の育成・指導等の事項を担当する。

オ. 業務第3部

出資金関係の業務で事業、融資の2課から成り、事業団直営で行なう移住地の取得、造成、管理、分譲及びこれらに附帯する未分譲地の一時利用、土壌の保全等の業務、特殊事業としての牧場・倉庫等の経営並びに移住者の事業に必要な資金の貸付、管理、その他貸付に係る渡航費の管理等の事項を担当する。

(2) 附属機関

ア. 移住センター

神戸及び横浜に置き、神戸は西日本（愛知、岐阜、富山以西）、横浜は東日本よりの移住者を対象に（沖縄は沖縄事務所に併設のセンターを利用）主として次のような事項を担当する。

(ア) 移住者の渡航にあたっての宿泊

(イ) 渡航時の訓練・講習として国際教養、語学等の補完

(ウ) 出国にあたっての諸手続

(エ) 渡航費、支度金、集結旅費等の支給

以上の他、カナダ移住者に対する語学の補完講習等も行なう。

イ. 海外移住研修所（訓練センター）

現在、愛知県豊橋市の愛知県開拓指導所の施設を利用しているが、近く群馬県の赤城山麓に施設を整備し、移転する予定である。

移住者に対する訓練・講習の道場であり、「海外移住研修生」に対する長期の訓練・講習と一般移住者に対する短期の訓練・講習を行なう。内容は主として現地の諸事情、語学、営農、生活上の諸知識等を対象としたものである。

(3)地方事務所

各県の県庁所在地に事務所を置き、移住に関する調査及び知識の普及、相談あっせん等の業務を主とし地方公共団体その他の関係団体との連絡を密にして移住者に対する種々の援護、指導等の業務を併せ行なっている。

(4)沖縄事務所

昭和42年7月から沖縄地域の移住者も本土からの移住者と同様当事業団で扱うことになったため那覇市に事務所を設置し、沖縄等南西諸島地域を対象として前記(2)のセンター及び(3)の地方事務所の業務を併せ行なうことになった。

(5)中南米代表部

事務所をブラジル国リオ・デ・ジャネイロ市に置き、代表には役員（理事）が任命され、中南米地域における支部業務の指導、監督の任にあたるとともに、関係機関との必要な渉外及び移住協定に基づく混合委員会に関する事項等の業務を担当する。

(6)支部及び駐在員事務所

ア. 支 部

支部は、ブラジル国に5ヶ所（リオ・デ・ジャネイロ、サンパウロ、ベレーン、レシーフェ及びポルト・アレグレ）、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア及びドミニカに各1ヶ所、計9ヶ所に置き、主として分担地域内における移住地の取得、分譲、融資、移住者の定着のための諸援護、関係機関・団体との連絡調整等の業務の他、国内において必要とする啓発のための現地関係資料の収集等の業務を担当する。

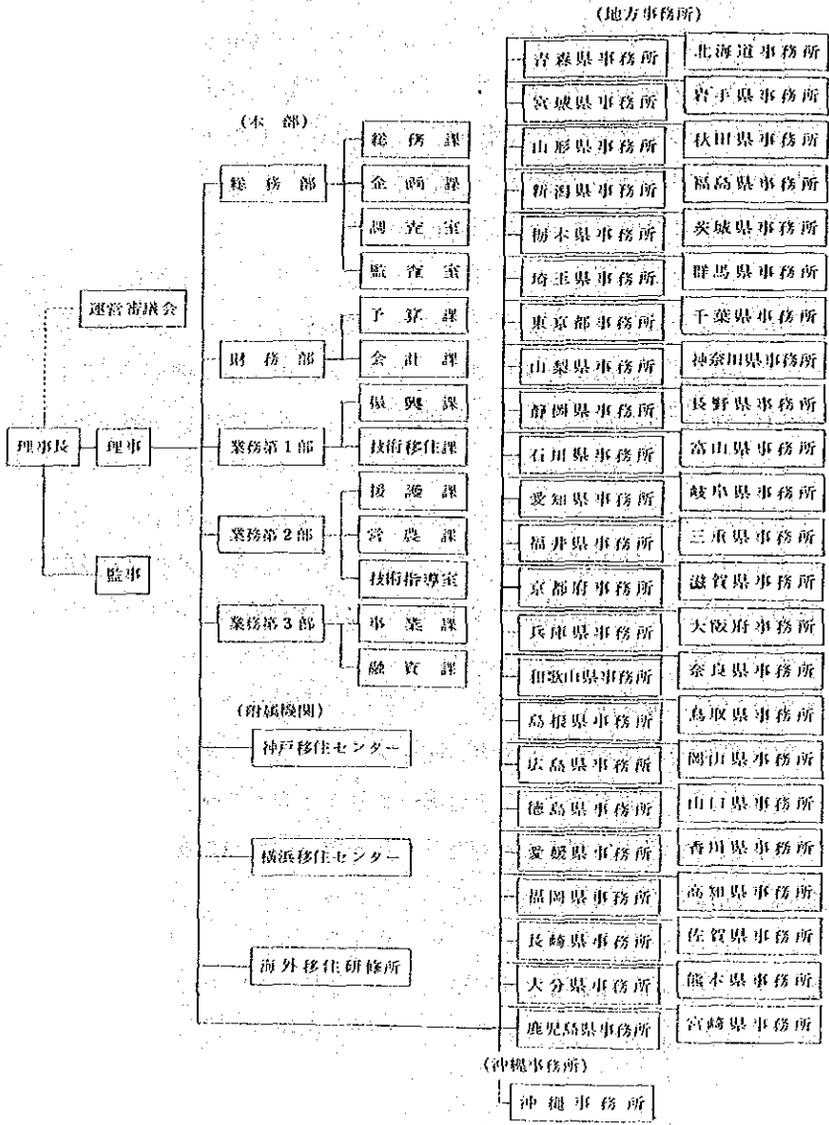
なお、ブラジル国については同国の法律の関係で、日本からの直接の公的出先機関を置くことができないため、現地私法人として融資関係業務を扱う「移住振興信用金融株式会社」及びその他の業務を扱う「ジャミック移植民有限責任持分会社」の2社を設立し、その本店をリオ・デ・ジャネイロに、支店をサンパウロ、ベレーン、レシーフェ、ポルト・アレグレの4市に置き、これら本・支店を日本側からは支部として扱っている。

支部のもとには下部機関として、必要な個所に支所、事業所、試験農場、技術移住センター及び出張所等を置き、支部業務の補完を行なっている。

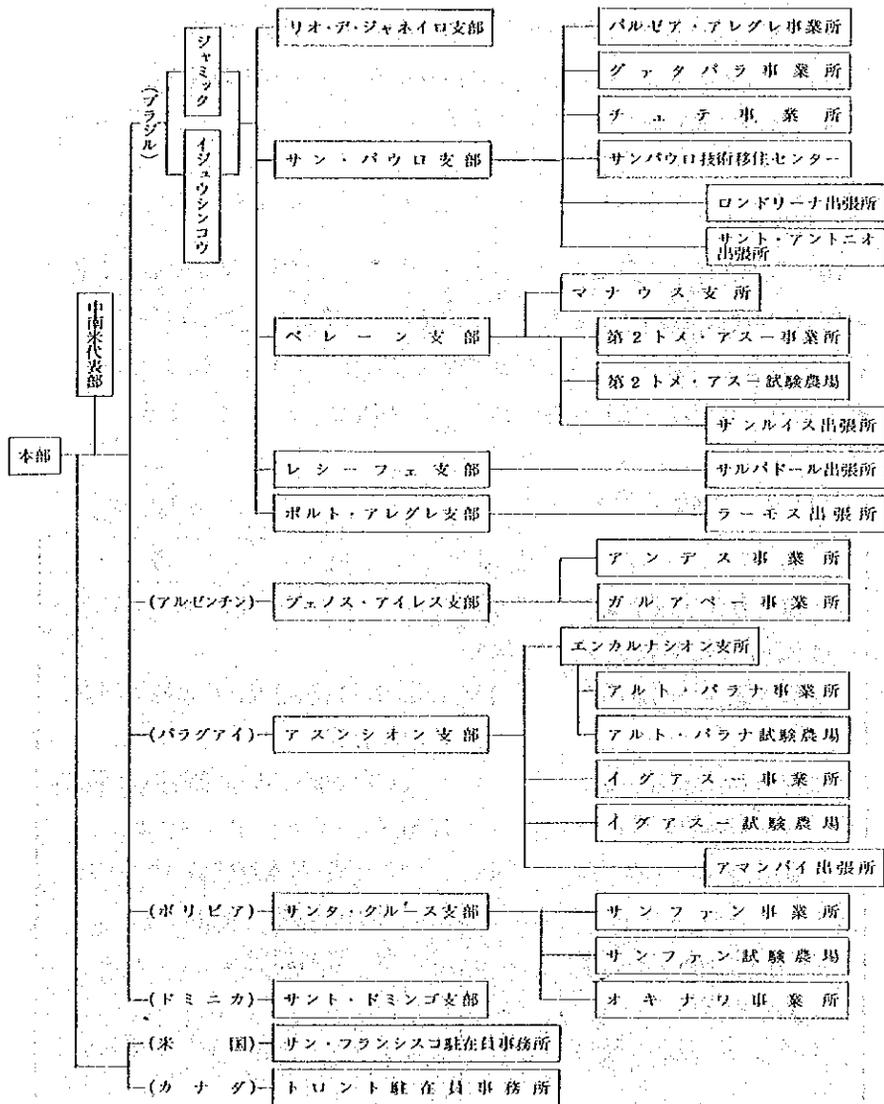
イ. 駐在員事務所

駐在員事務所は、アメリカ合衆国サンフランシスコ市及びカナダ国トロント市に置き、前者はアメリカ合衆国カリフォルニア州、後者はカナダ国全域を担当し移住に関する調査及び知識の普及のための資料の収集、関係機関・団体との連絡等の業務を担当している。

海外移住事業団機構図(国内)



海外移住事業団機構図(在外)



IV 予 算

事業団の予算は、国内業務、海外援護業務及び一般管理費のための交付金予算と、入植地事業、融資事業及び特殊事業を賄うための財政投融资関係予算（資金計画）の二つに大別される。

1. 交付金予算

国からの交付金を財源として、国内においては移住に関する啓発、相談、移住者の訓練、渡航費の支給及び宿泊施設の提供等の業務、海外においては、主として移住者の受入及び定着安定促進等援護業務を行なうための予算であり、42年度（補正減後）における内訳は次のとおりである。

交付金 14億3千1百万円

単位百万円

項 目	予算額	備 考
1. 海外移住国内事業費	676	
①国内一般業務運営	546	
②移住業務の調査統計	10	移住者の動態調査、農家経済調査、市場調査等
③海外移住知識の普及及び相談あっせん	50	広報資料作成、広報活動費、相談等活動費
④訓 練 ・ 講 習	10	農業移住者、技術移住者、婦人移住者等に対する訓練・講習費
⑤移住者に対する支度費等の支給	10	支度費、集結旅費等
⑥移住者の送出業務	51	移住センター運営、移住者輸送引率等
2. 海外移住在外事業費	702	
①在外一般業務運営	485	

②移住業務の調査統計	6	移住地適地調査
③訓練・講習	10	青年移住訓練、技術移住者訓練等
④移住者の受入業務	5	移住者共同宿舎設置費等
⑤移住者の援助指導	196	
(内 訳)		
営農普及費	31	農場運営、営農指導等
医療衛生対策費	62	医師謝金、診療所運営、マラリヤ対策等
教育対策費	42	教師謝金、教材、育英助成費等
生活改善普及指導費	9	僻地巡回車、慰問書籍輸送等
自治体育成費	9	行政事務費、治安、教育、道路補修等
道路対策費	33	
移住地電化対策費	10	
3. 予備費	54	

このほか移住者に対する渡航費支給のための予算が1億4千2百万円ある。

2. 財政投融資関係予算

国(産業投資特別会計)からの出資金及び借入金を原資とする入植地の取得、造成、分譲業務並びに移住者に対する融資業務のための予算である。

事業団発足同時に、振興会社の資本金32億2千2百万円を承継し、その後事業の拡大に応じて増資が行なわれ43年2月現在の資本金は52億1千万円(神戸、横浜移住センター現物出資2億8千5百万円を含む)に達した。この他、40年度から運用部借入金に加わったが、3億円は返済し、残高は1億円となっている。

42年度の財政投融資関係予算(資金計画)は次のとおりである。

單位百萬元

收 入		計 画 額	支 出		計 画 額
項 目			項 目		
1. 一 般 勘 定		634	1. 一 般 勘 定		277
前 勘 繰 越 金		446	支 払 利 息		3
出 資 金 收 入		100	運 用 部 借 入 金 返 済		17
有 価 証 券 利 息 收 入		12	伯 法 人 出 資 金		20
事 業 団 出 資 金		20	増 資 供 託 金		20
増 資 供 託 金 戻 入		20	伯 法 人 貸 付 金		36
事 業 団 借 入 金		36	次 勘 繰 越 金		181
2. 入 植 地 勘 定		33	2. 入 植 地 勘 定		88
入 植 地 売 上 収 入		24	造 成 工 事 支 出 金		79
附 帶 事 業 収 入		3	附 帶 事 業 費 用		7
雜 収 入		6	雜 支 出		2
3. 融 資 勘 定		261	3. 融 資 勘 定		472
貸 付 金 元 本 回 収 収 入		205	貸 付 金		470
貸 付 金 利 息 収 入		56	融 資 管 理 費		2
4. 特 殊 事 業 勘 定		34	4. 特 殊 事 業 勘 定		125
直 営 事 業 収 入		34	直 営 事 業 費 用		25
			出 資 金		100
合 計		962	合 計		962

V 業 務

海外移住事業団は、海外移住事業団法（昭和38年7月8日法律第124号）による他、監督官庁である外務省の指導のもとに、移住者の援助、指導その他海外移住の振興に必要な業務を国内、海外を通じ一貫して行なっている。

また時に外部との関係については、国内では地方公共団体及びその他の関係団体との連絡を密にし、更に海外では移住者受入国政府、あるいは移住関係国際機関その他既存の日系人社会等の協力を求め円滑なる業務の運営を図るようつとめている。

当事業団の業務は、国内における啓発、相談から渡航、更には現地においての独立、安定まで一貫した指導、援護の業務であるため、明確に区分することは困難であるが、一応事業団法に掲げられた次の項目に分けて説明する。

1. 海外移住に関する知識の普及

海外移住の意味、効果あるいは移住先の事情、移住の機会等について広く周知をはかり、海外移住に対する国民の認識を高めるための業務である。

〔参考〕現在行なっている事例としては、

- (1) 現地事情紹介のためのパンフレットの印刷配布
- (2) 移住地事情あるいは移住後の生活の見透し等を広く一般に知らせるため、現地体験者、視察者を中心に行なう講演相談会
- (3) 写真展、映画会等諸行事の開催
- (4) 海外教育推進高校、移住研究グループ等の育成指導
- (5) 高校教師の現地派遣
- (6) 新聞、ラジオ、テレビ等マスコミの活用



写真展

2. 海外移住の相談及びあっせん

移住希望者が移住を決意するにあたって、判断を誤らせないようにするため、正確な素材を提供すると共に、相談に応じ希望者の能力、その他の条件を勘案して移住先の選定について適切な助言を与える。

また、雇用農、分益農、借地農あるいは技術移住者のあっせんまたは結合にあたっては、受入先で従事する仕事の内容及び条件を明示するとともに、わが国の通常の労働条件等を総合的に判断して、その見解を双方に示し、実現に必要な合意の成立を図る等の業務である。

3. 移住者の訓練及び講習

移住先の社会に対する適応性をたかめ、生活の安定と経済的発展を容易にするため、移住の種類あるいは移住先に応じての基礎的知識、必要とする最低限の技術、及び語学能力等の補完の意味での訓練・講習を行なう等の業務である。

〔参考〕移住者の種類別の訓練・講習計画

(1) 農業移住者

雇用農（主として伯国サンパウロ方面、ベレーン方面及び亜国ブエノス近郊日系人農家への雇用）及び自営開拓農の2種類に分れるが、雇用農の場合は30日間、自営農の場合は10日間の予定で年数回に分けて実施する。

講習場所は、本土からの移住者に対しては新たに群馬県内に設置する訓練センター（現在は愛知県開拓指導所で行なっている）で行ない、沖縄からの移住者は沖縄の適当な場所（農業試験場等）で行なう。



訓練—愛知県開拓指導所

(2) 技術移住者

渡航前2週間の予定で横浜移住センターにおいて主として現地事情及び語学を中心に行なう。また神奈川県立秦野職業訓練所に入所中の工業技術移住科訓練生(期間6ヶ月)に対しては、同所で行なっている。

(3) 婦人移住者

既に移住している青年と結婚し、又は結婚のため移住を希望する婦人に対しては、神奈川県藤沢市の「海外移住婦人ホーム」に委託実施しているが、現在同ホームでは、年2回全寮制により①現地事情 ②語学 ③家庭の主婦として必要な事項等を主体として実施している。

(4) 海外移住研修生

年令18才から25才迄の主として農業移住を志す青年を対象に(年1回募集人員は30人で期間8ヶ月間)語学、現地事情、作物の栽培、家畜の飼育、農業肥料、機械操作、保健衛生、その他移住先において必要とする諸事項等について相当徹底した研修を行なう。講習場所は(1)の農業移住者と同様、訓練センターで実施する。

(5) カナダ移住者

カナダ国へ移住を希望する者のうち、語学力不足の理由で在日カナダ大使館(査証部)から補完講習を要請された者及びあらかじめ本人の希望で受講を申し出た者を対象に神戸及び横浜移住センターにおいて1回28日の予定で年間通じて10回実施する。

講習は在日カナダ大使館の協力を得て語学を中心に行なうが、あわせて現地事情等についても講義することになっている。

4. 移住者渡航の際の宿泊施設の提供、輸送引率その他の指導、援助

移住者が出航するにあたって必要な種々の便宜をはかるため、宿泊施設(神戸、横浜移住センター及び沖繩事務所)を提供するとともに、出入国手続、通関その他国内で必要な援助、指導を行なう。また移住者を下船港まで安全に輸送するため各移住船に「移住者引率員」を乗船させ、船中において必要な指導あるいは援助を行なう等の業務である。

〔参考〕

(1) 移住センター

本土においては、神戸および横浜の2ヶ所に置いてあり、西日本（愛知、岐阜、富山以西の各県）からの移住者は神戸、東日本からの移住者は横浜に、又沖縄においては沖縄事務所に併設したセンターにそれぞれ入所することになっている。入所の時期はおおむね出航の10日前であるが、期間中は出国にあたっての諸手続を行なう合間に、語学あるいは国際教養等の補完講習を行なうことになっている。

(2) 輸送中の移住者に対する援護共済制度

移住船で渡航中におきた不慮の災害、疾病等の救済のため「移住者輸送援護共済積立金制度」がある。この積立金は、事業団の交付金、移住者の拠出金及び他からの寄付金で運用しているが、移住者からは1人当り50円で1家族の最高を400円として拠出を受けている。支出にあたっては入院料、手術料、薬品代、看護料あるいは移送料が対象となるが、入院料は1日10米弗以内で最高250日まで、その他は実費を支給することになっている。

5. 移住者の事業職業その他の生活一般についての相談及び指導

移住者のうち農業に従事する者に対しては、営農あるいは生産物の販売または農業経営上必要とする資材の購入等について、技術移住者等農業以外の者に対しては、就労先または就労条件、経営等について相談に応じ指導を行なう。

この場合、必要に応じ前者については①試験農場の設置 ②農家の経営調査 ③市場の調査 ④雇川農の実態調査等により適切な指導を行なう他⑤機械類の貸与 ⑥移住者の組織する農業協同組合等団体の育成等の指導を行なう。また、後者については、技術移住センター（サンパウロ市に設置）における補完的角度的講習、各支部の行なう受入企業の開拓、あるいは経済情報等を礎として相談に応じ、早期安定への援助、指導を行なう。

この他、移住者の移住先における生活への適応と文化的社会的地位の向上を図るため、生活環境の改善、受入国民との融和、その他生活一般につい

ての相談、指導をもあわせ行なう。

更に疾病、事故等のため生活上の援護が必要になった者に対しては、在外公館あるいは受入国関係機関と協力して適切な援護を行なうこととしている。

〔参考〕

(1) 試験農場

試験農場は次の4ヶ所に設置し、移住者の営農の安定を促進するため経済条件に見合う作物・畜類等の試作・飼育あるいは展示を行なうと共に、移住者の営農を指導し相談に応ずる他農業技術の向上をはかるための訓練及び講習を行なう。なお、営農指導に関連して相手国の試験・指導機関との連携を密にし万全を期することになっている。

試験農場設置個所

- ①第2トメ・アスー移住地（ブラジル国パラ州）
- ②アルト・パラナ移住地（パラグアイ国イタプア県）
- ③イグアスー移住地（パラグアイ国アルト・パラナ県）
- ④シンファン移住地（ボリビア国サンタ・クルース州）

(2) 農家の経営調査

主として集団移住地入植者の営農実態を長期的に調査把握して、今後の営農計画あるいは営農指導の資料とするものである

(3) 市場調査

大集団移住地の場合、多くは比較的奥地にあることにより市場が狭少でしかも限定されている。従って、営農は一般的に国際的な市場との関連において行なわなければならない。この意味で常に市場の動きを調査し、移住者の営農の改善に資するとともに生産物の販売等についても適切な助言を行なうようつとめている。

(4) 雇用農の実態調査

戦後移住した雇用農は、1万7千名を数えているが、これ等の者の独立に到るまでの実態を調査し、必要とする援護・指導の資料とするとともに、今後送り出す移住者の参考とするものである。

(5)機械類の貸与

移住者の定着促進のため、必要とする機械類は原則として移住者自身、あるいは移住者の組織する団体に購入する（この場合必要あれば資金の融資を行なう）ことになっているが、入植初期の集団移住地等で相当援護を必要とする場合、次のような機械・車輛類を貸与することがある。（別表3参照）

ア. 車輛運搬具

トラック、トレーラー、船舶、ジープ等

イ. 機械類

トラクター、動力噴霧機、脱穀機、発動機、製材機、揚水ポンプ、精米機、乾燥機等

(6)技術移住センター

技術移住者に対し訓練あるいは講習を行なうため、サンパウロ市内に設置し、次のような業務を行なっている。

ア. 渡航初期の技術移住者の宿泊

イ. 技術移住者に対する現地適応のための補完的な訓練・講習

ウ. 技術移住者の入国に際しての援護及び生活の安定・向上を図るための相談あるいは指導

エ. 技術に関する書籍・資料の整備活用



サンパウロ市の日系企業で働く技術移住者

6. 移住者の定着のための福祉施設の整備その他の援助

移住者の生活の安定のため受入国の施策を補完して行なう業務で、現在次のような施策を講じている。

- ①医療衛生に関しては、主要入植地内に診療所を設置し、医師、看護婦を常駐させ、近隣都市に特約医を委嘱し、さらに僻地に散在する移住者に

対し巡回診療を行なう。この他予防衛生知識の普及、アマゾン地区の予防対策、将来これら業務に協力するブラジル医師の日本での研修なども実施中である。



警察署——アルトパラナ移住地

- ②教育に関しては、受入国の施策の不十分な僻地を中心に小中学校校舎の建設、教師の確保、教材の整備を図り、また優秀な移住者子弟の進学を助成するため奨学資金を交付する。
- ③生活改善普及指導対策としては、慰問図書、映画フィルムの配布等を行ない、特に僻地集団移住地のある支部には、巡回車を配置している。
- ④集団移住地については、自治組織の育成指導に努め、農業協同組合の本来の業務の円滑な推進を図る。
- ⑤このほか僻地についての警察官の派遣等の治安維持費、移住地道路補修に対する補助金の交付、集団移住地の電化対策等を行なっている。

〔参考〕

(1)診療所を設置し、医師を常駐させている。移住地は、次のとおりである。

所在地	移住地名
ブラジル国パラ州	第2トメアス移住地
パラグアイ国イタプア県	フラム移住地
〃	アルト・パラナ移住地
〃、アルト・パラナ県	イグアスー移住地
ボリビア国サンタ・クルス州	サンファン移住地
〃	オキナワ第1移住地
〃	オキナワ第2移住地
〃	オキナワ第3移住地



サンファン移住地中学校の運動会

(2)奨学資金

この資金の対象は、原則として戦後渡航した移住者の子弟で、中学校または高等学校の課程を修めるもので、①保護者の経済力が乏しい ②本人の素行が善良である ③健康である ④学習成績が優秀であること等が条件となっている。

7. 入植地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっせん

移住者の入植を容易にし、移住振興の基盤を醸成するため、移住者の希望、適性、経済力及び受入国の開発計画等を勘案し、財政投融資資金を原資として入植地の取得、造成、管理、分譲を行ない、また必要によっては雇用農移住者の独立、買増しに際し、入植地の取得のあっせんを行なう業務である。

〔参考〕 入植地の取得から分譲に到る間の業務を例示すると次のとおりである。

(1)入植地の調査及び取得

事業団が入植地を取得しようとする場合には、あらかじめその土地の自然的社会的、経済的諸条件についての十分な調査、検討がなされる。この調査には2段階ある。

ア. 予備調査

所有権の内容、自然概況、土地利用の現況、社会経済概況を調査する。

イ. 本調査

予備調査の結果有望と判定された土地につき、土地及び水の利用可能性、造成入植、営農、所要資金等入植地基本構想を作成する。

以上の調査の結果に、今後の移住の動向と入植見込み、既入植地の状況等をあわせ考慮し土地の取得を決定する。

(2)入植地建設基本計画

以上の経緯で取得した土地に対し、事業団は更に必要な調査を早期に行ない、次の事項を盛り込んだ入植地建設基本計画を作成する。

- ア. 総合計画
- イ. 土地利用計画
- ウ. 土地造成工事計画
- エ. 分譲入植計画
- オ. 入植地の全体入植計画及び移住者の標準営農計画
- カ. 公共施設及び共同利用施設の整備計画
- キ. 入植地建設の資金計画及び収支計画
- ク. その他必要事項

(3)入植地の造成管理及び分譲

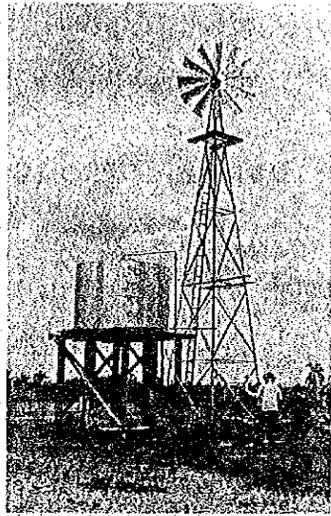
事業団は、年度毎に事業計画及び入植の進捗等を考慮して、実施計画を作成し入植地の造成を行なう。又、造成の進捗状況と宿泊施設等、公共施設の整備状況を考慮して、入植地の分譲を行なう。

分譲価格は、入植地の取得、造成に要した費用と近傍土地の地価等により決定する。分譲代金は、一括払い又は分割払いの方法で収納する。

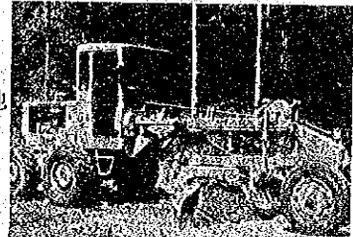
(4)入植地の取得のあっせん

雇川農移住者等移住先において独立のため土地を求める者に対し、取得のあっせんを行なう。

この場合、入植地の取得に準じ、調査、造成、管理等の措置を講ずる。



風力による揚水ポンプ
オキナワ移住地



造成工事—第2トメアス—移住地

8. 移住者及びその団体に対する農業、漁業、工業等の事業資金の貸付及び債務の保証

移住者の事業は、着手初期においては現地金融機関との関係も密接でないのが通常であるので、これら事業に必要な資金の貸付は移住者の定着、発展に大きな役割を演じている。このため既に農業貸付基準が定められて、大部分の案件は現地支部で決定できる形となっており、近く小工業に対す

る貸付基準も制定の運びとなっている。原資はいずれも財政投融資資金である。債務保証については、受入国側の金融実態とも関連し、実効のある制度が未だ発見されていない。

〔参考〕農業貸付基準の概要は次の通りである。

(1)貸付の相手方

- ア. 安定した経営段階に達しない自営農、借地農、分益農、または独立希望者
- イ. 上記移住者を中心とする農業団体

(2)貸付金の種類及び貸付金残高の限度

	個人	団体
設備資金	合せて 150万円	50万円×出資者数
長期運転資金		
短期運転資金	30万円	30万円×出資者数

(ただし団体の場合総額で 5,000万円以内とする。)

(3)貸付金額

原則として自己資金で2割を賄う。

(4)貸付通貨

現地通貨表示で、ブラジルを除き原則としてドルスライド条項が付される。

(5)貸付金利率

年5%。ただし、ブラジルでは12%

(6)貸付期間

ア. 設備資金及び長期運転資金8年以内(特別の場合9年以内)の割賦又は一時償還

4年以内の据置期間（期間中利払）を設けることができる。

イ. 短期運転資金

1年6ヶ月以内の割賦又は一時償還

(7)担保及び保証

原則として、物的担保と保証人を必要とする。

(8)天災等緊急時の特例

天災等により直接営農上重大な被害を受けた移住者の営農復旧のため緊急の資金が必要な場合は、通常の貸付限度を超え、かつ、自己資金が不足していても、30万円を限度として、必要な資金の貸付ができる。その他の条件は、通常の例による。

9. 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く。）で、移住者を受入れる場合の所要資金の貸付

これには①その事業に移住者が受入れられることが確実であること ②その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められること ③その受入れに関してその事業が必要とする資金であること の要件が充足される必要がある。（事業団発足後は、貸付の実例がない。）

10. 附帯業務

事業団は、必要があるとき前記諸業務に附帯する業務を行なうことができる。

〔参考〕前記事業のうち現在行なっているものは次のとおりである。

(1)森林の伐開

バラグアイ国イグアスー移住地内の有用風倒木を火災予防の意味を兼ねて売却処分した。また有用立木を盗難防止の意味を兼ねて売却処分した。これらの代金は、同移住地の分譲価格算定にあたって繰入れ計算することになっている。

(2)植林

パラグアイ国イグアスー移住地の国際道路沿線の農耕禁止地区を有効に活用し、併せてパラグアイ国の推進する農林畜産振興政策に協力すると共に、永年作物として移住者の営農に組入れる基としての植林経営を展示する意味で、41年度から植林を行なっている。

(3)地域開発の関連における発電道路開設の協力

パラグアイ国の第2アカライ発電計画（110,000Kw/h）により資材搬入道路をイグアスー移住地内に開設することになり、これの入植地社会形成への貢献とパラグアイ国の地域開発事業に対する協力の見地から、事業団は移住地内14.5kmにわたる道路造成工事を受託することにした。

(4)未分譲地の一時利用を兼ねた土壤保全

アンデス移住地内の未分譲地のうち、100ヘクタールに牧草（アルファルファ）を植栽し、土壤の保全をはかるとともに売却代金は同移住地に対する附帯事業の原資に繰入れる。

11. その他の必要業務（特殊事業）

移住者の援助・指導あるいは移住振興のため、事業団は、外務大臣の認可を得て牧場の経営、倉庫の経営等の他、特に必要と認められる場合、移住者の生産物の加工事業を行なうことがある。

〔参考〕特殊事業として現在行なっているものは次のとおりである。

(1)放場事業

ア. チエテ牧場（ブラジル、サンパウロ州）

移住者農家の営農に組入れるため必要とする優良肉牛の展示及び補給基地として、1,244ヘクタールに約2,200頭の肉牛を飼育している。

イ. パルゼア・アレグレ牧場（パルゼア・アレグレ移住地）

パルゼア・アレグレ移住地の遊休地の土壤保全及び一時利用を兼ね、移住者の営農の改善に役立てるため約5,000ヘクタールの土地を利用し500

頭の肉牛を飼育している。

ウ. サント・アントニオ牧場 (サン・アントニオ移住地)

未利用地の一時利用として同移住地の一部 220ヘクタールに乳牛約220頭を飼育している。

(2)倉庫事業

ア. サンタ・クルース倉庫

建坪300m²の倉庫2棟で収納能力各410トン。サンファン移住地農協の扱う生産物の収納に役立てるため同農協に賃貸している。

イ. エンカルナシオン倉庫

建坪415m² 収納能力500トン及び建坪720m² 収納能力1,200トンの倉庫2棟でイタプア農協連(イタプア県内邦人移住地農協が加盟し、結成されている連合会)に対し賃貸している。

(3)出資業務

ア. ブラジル豊和工業株式会社に対する出資

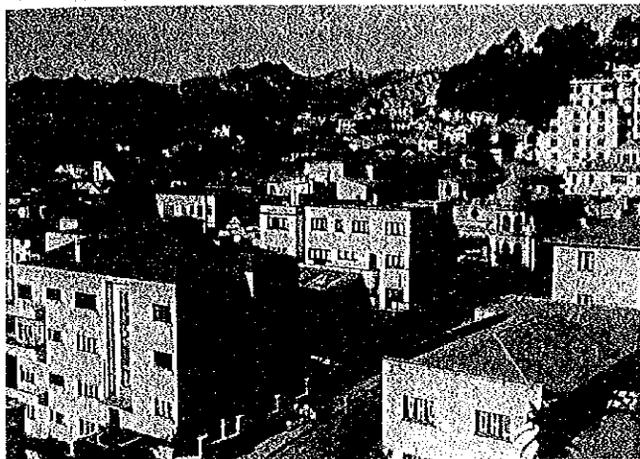
旧海外移住振興株式会社当時1億3千4百万円を出資し、現在当事業団に引継がれているものであるが、ブラジル豊和工業株式会社が事業のため邦人移住者を日本から受入れる(呼寄せ)ことを前提として出資したものである。

なお現在この種の出資は行っていない。

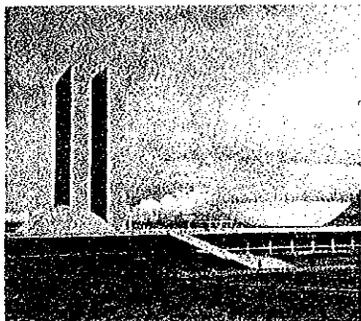
イ. 日本イタプア製油投資株式会社に対する出資

パラグアイ国イタプア県内に入植した邦人移住者の生産物である油桐その他の油糧作物は、製油して販売しない場合、相当な中間搾取にあい、経営が成り立たないことが憂慮されるので、昭和42年当事業団より1億円を出資して日本に投資会社を設立し、昭和43年エンカルナシオンに現地会社「イタプア製油株式会社」を設立する計画で、邦人移住者の生産する桐実、大豆、落花生等を購入し精油化のうえ販売することになっている。

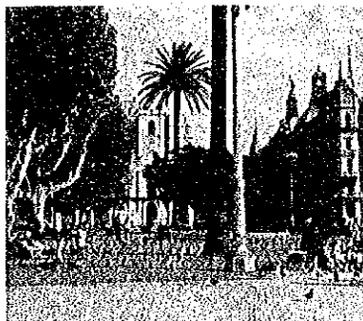
なお、この投資会社の資本金は当事業団の出資金1億円の他4商社(三井物産、三菱商事、伊藤忠、丸紅飯田)よりの5千万円、合計1億5千万円である。(近く海外経済協力基金より1億5千万円の出資がある予定)



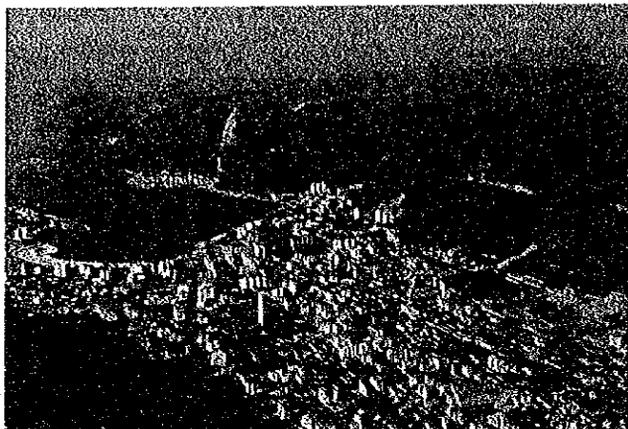
ボリビア国
標高 3,500メートルにある首都ラ・パス市
※後方はアンデス山脈



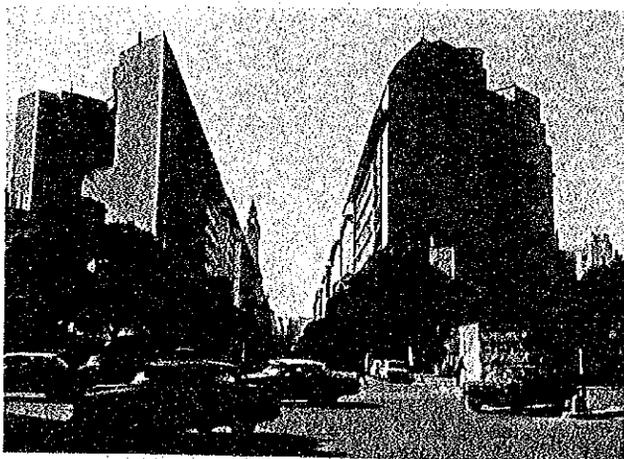
ブラジル国
首都ブラジリアにある国会議事堂



アルゼンチン国
首都ブエノス・アイレス市内の
公園(プラサ・デ・マーヨ)
※日曜日には家族づれで1日中散
歩している姿がみられる。



ブラジル国
旧首都リオ・デ・ジャネイロ市
※世界三大美港の一つにかぞえられている同港の俯瞰。中央の
岩山は有名なボン・デ・アスーカル



アルゼンチン国
ブエノス・アイレス市の官庁街
※同市は南米第1の大都会で、人口約600万といわれている。

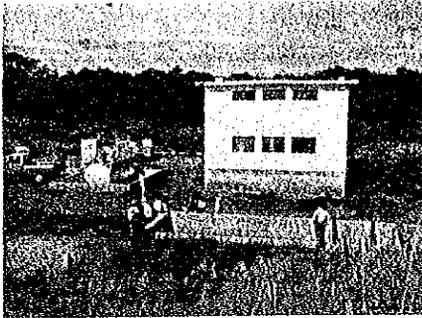


ブラジル国
ベレーン市の露店市場
※邦人移住者もこのような市場に
生産物を出し、あるいは自ら販
売に従事している人もある。

ブラジル国
相撲
※南大河州及びサンタカタリーナ
州内の移住者は、年1回移住地
対抗相撲大会を催し1日を楽し
む。最近では現地人も喜んで飛
入りし日伯親善の実をあげて
いる。



パラグアイ国
運動競技大会
※イタプア県管内の移住者は、春秋
2回1カ所に集まり、組合対抗
の野球大会、運動競技会等を催
し、懇親をはかっている。

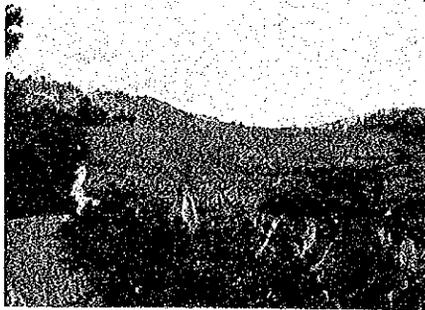
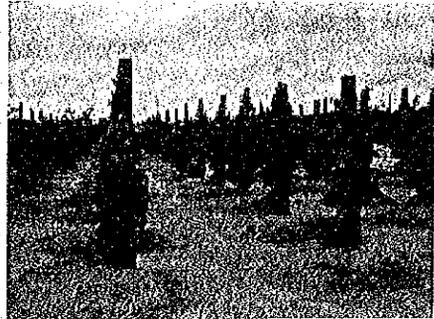


ブラジル国
グアタパラ移住地の揚水ポンプ
施設

※ 250馬力の揚水ポンプ2基が据
付けられ、移住者の灌漑用水の
確保に役立っている。現在入植
者は 126戸である。

ブラジル国
第2トメアスー移住地の育成中
のピメンタ園

※ピメンタ(胡椒)は、同地域の特
産物であり、ブラジル国の重要
な外貨獲得の商品となる。同移
住地の現在戸数は71戸である。



ブラジル国
リオ・ボニート移住地の邦人耕
地

※同移住地は、レシーフェ市の近
くであり、16戸の邦人移住者が
マラグジャ(時計草)を中心に
バナナ、野菜類の栽培に従事し
ている。



パラグアイ国

アルト・パラナ移住地内の事業団試験農場

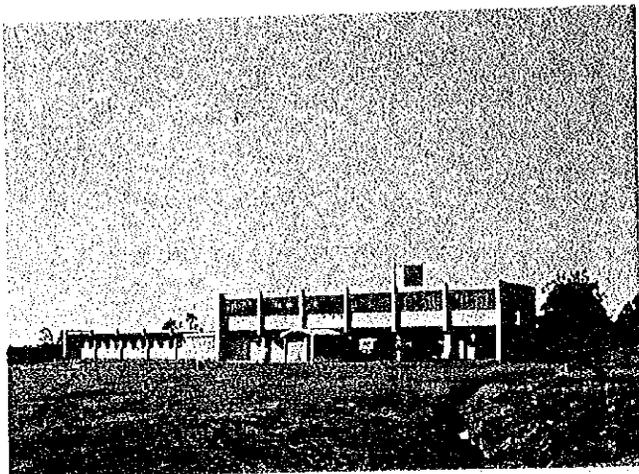
※約84,000ヘクタールの同移住地には、現在326戸の邦人移住者がツング（油桐）を中心に綿花、トウモロコシ、大豆等の栽培に従事している。



ボリビア国

サンファン移住地組合の共同精米所

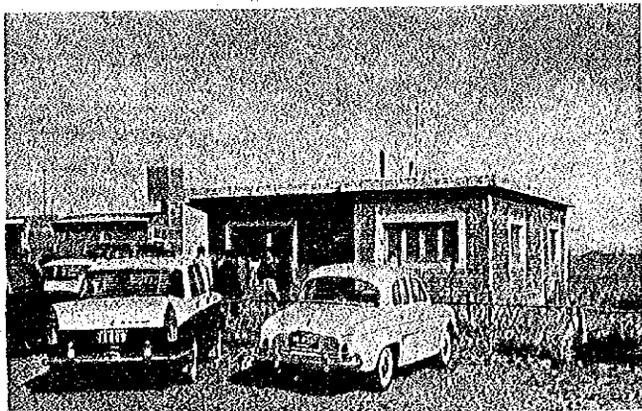
※同移住地は、ボリビア国の国有地を無償譲渡を受け、米作を営農の中心として現在 253戸の移住者が入植している。
最近では肉牛の導入をはかり営農の多角化を考えている。



パラグアイ国

エンカルナシオン移住者宿泊所

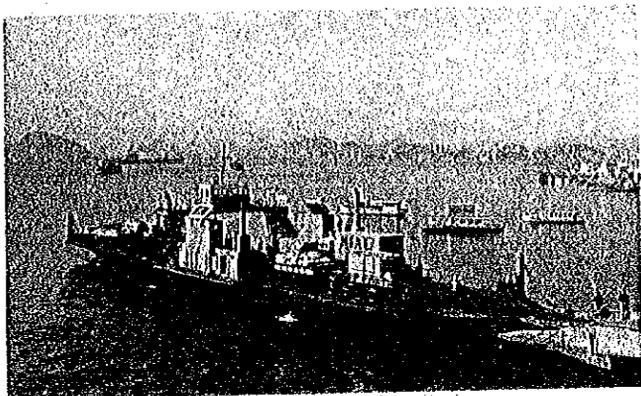
※パラグアイ国への移住者は、全部亜国のブエノス・アイレス市よりボサードスを經由してこのエンカルナシオンへ入るため、事業団としては、同地に宿泊所を設け、新米移住者の受入業務を扱っている。この施設は、300人の移住者が宿泊出来るよう設計されている。



アルゼンチン国

アンデス移住地の事業団事務所

※同移住地は、現在26戸が人植しブドウ、そ菜の栽培に従事している。



ブラジル国
 リオ・デ・ジャネイロ湾内の連絡船
 ※リオ・デ・ジャネイロ市と対岸ニテロイ市を結ぶ連絡船。ニテロイ市には石川島造船所があり、多くの技術移住者が就労している。



カナダ国
 戦前移住者のそ菜園と住宅
 ※マニトバ州ウイニベグ市郊外にある邦人経営のそ菜園。約1,400人の日派人が居住している。



パラグアイ国
 イグアスー移住地の耕地
 ※同移住地は、総面積約87,000ヘクタール、事業団直営の最大の移住地である。現在120戸の入植者が営農に従事しているこの移住地に対しては、東北6県よりの集団移住、高知県物部村の分村的集団移住計画等がある。営農の中心は、肉牛を予定しているが、現在は牧場造成に力を入れている段階である。

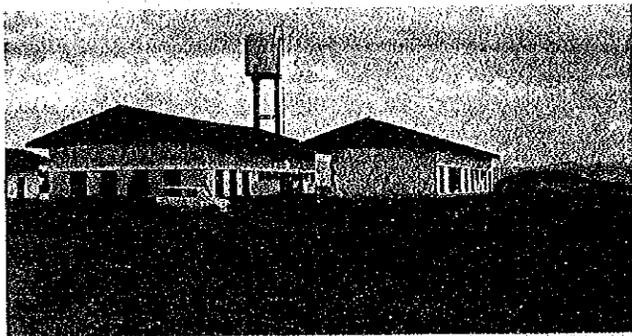


ブラジル国
技術移住者の活躍

※日本からの技術者は、相当高く
評価されている。

ブラジル国
技術移住者

※ブラジル国への技術移住者は、年々相当数を数えているが、その大部分はサンパウロ方面の工場へ就職し、この写真のように現地人技術者の指導にあっている者もある。



ブラジル国
サンパウロ市にある技術移住センター

※渡伯直後の技術移住者の諸手続のための宿泊及び語学等の講習会場とする他、専門書を備付け、技術移住者の心のよりどころとして利用している。

参 考

1. 海外移住事業団法

〔昭和38年7月8日〕
法律第124号

改正 昭和39年5月27日 法律第85号
昭和41年3月31日 法律第29号

目 次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員及び職員（第8条—第18条）
- 第3章 運営審議会（第19条・第20条）
- 第4章 業務（第21条—第24条）
- 第5章 財務及び会計（第25条—第36条）
- 第6章 監督（第37条・第38条）
- 第7章 雑則（第39条—第41条）
- 第8章 罰則（第42条—第44条）

附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 海外移住事業団は、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じ一貫して効率的に行なうことを目的とする。

（法人格）

第2条 海外移住事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第3条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第4条 事業団の資本金は、8億円と附則第7条第8項の規定により政府から出資があったものとされる金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額によ

り資本金を増額するものとする。

(登記)

第5条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 事業団でない者は、海外移住事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法(明治29年法律第89号)第44条(法人の不法行為能力)及び第50条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第2章 役員及び職員

(役員)

第8条 事業団に、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事4人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第9条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は外務大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第10条 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の内期)

第11条 理事長及び理事の内期は、4年とし、監事の内期は、2年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第12条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第13条 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第16条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第17条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第18条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 運営審議会

(運営審議会)

第19条 事業団に、運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 運営審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第20条 委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第13条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

第4章 業 務

(業務の範囲)

第21条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと。
- 二 海外移住に関し、相談に応じ、及びあっせんを行なうこと。
- 三 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行なうこと。
- 四 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうこと。
- 五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうこと。
- 六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうこと。
- 七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっせんを行なうこと。
- 八 移住者及びその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。
- 九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びそ

の団体を除く。)に対して、その者が移住者をその事業に受け入れることが
確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる
場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けること。

一 前9号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

二 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な業務を
行なうこと。

2 事業団は、前項第11号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の
認可を受けなければならない。

3 第1項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定め
るところによるものとする。

(業務の委託)

第22条 事業団は、必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その指定す
る地方公共団体その他の団体に前条第1項各号に掲げる業務(第2号に掲げ
る業務のうちあっせんに係る業務及び第3号に掲げる業務のうち渡航費の支
給に係る業務を除く。)の一部を委託することができる。

(基本方針)

第23条 外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当
該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

(業務方法書)

第24条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を
受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第5章 財務及び会計

(事業年度)

第25条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(区分経理)

第26条 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、
それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
い。

一 第21条第1項第7号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

二 第21条第1項第8号及び第9号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業

務に係る経理

(事業計画等の認可)

第27条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第28条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後4月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、2月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。
- 3 事業団は、第1項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第29条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

- 2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 事業団は、第1項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 第1項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手続その他同項の納付金に関し必要な事項については、政令で定める。

(借入金及び海外移住債券)

第30条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海外移住債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない

い。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
- 4 第1項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について、他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 商法(明治32年法律第48号)第309条から第311条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 第1項及び第4項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(交付金の交付)

第31条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、事業団が移住者に対して渡航費を支給するために必要な資金を交付することができる。

- 2 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、前項に規定するもののほか、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(償還計画)

第32条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、外務大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第33条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 資金運用部への預託
- 三 銀行若しくは外国銀行への預金又は郵便貯金
- 四 信託業務を営む銀行若しくは外国銀行又は信託会社若しくは外国信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第34条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第35条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)

第36条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第6章 監 督

(監督)

第37条 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第38条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 雑 則

(連絡等)

第39条 事業団は、その業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

(解散)

第40条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第41条 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第22条、第24条第1項、第27条、第30条第1項、第2項ただし書若しくは第6項、第32条、又は第34条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第24条第2項、第34条又は第36条の規定により外務省令を定めようとするとき。
- 三 第28条第1項又は第35条の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第33条第1号の規定による指定をしようとするとき。

2 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、関係各大臣に協議しなければならない。

- 一 第21条第2項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第23条の規定により基本方針を定めようとするとき。

第8章 罰 則

(罰則)

第42条 第38条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第43条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第5条第1項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。
- 三 第21条第1項に規定する業務以外の業務を行なったとき。
- 四 第33条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第37条第2項の規定による命令に違反したとき。

第44条 第6条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第14条、附則第16

条及び附則第17条の規定は、公布の日から起算して9月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和38年7月政令250号により、昭和38年7月15日から施行)

(事業団の設立)

第2条 外務大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第3条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を前条第1項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第3項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(財団法人日本海外協会連合会からの引継ぎ)

第6条 昭和29年1月5日に設立された財団法人日本海外協会連合会(以下この条において「連合会」という)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対して、事業団において、その一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があったときは、連合会の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時にあって事業団に承継されるものとし、連合会は、その時にあって解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により事業団が連合会の権利及び義務を承継した場合においては、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、資本

準備金として積み立てなければならない。

- 5 第3項の規定により事業団が連合会の権利及び義務を承継した場合における連合会の行なった移住者に対する渡航費の貸付けに係る業務及びこれに附帯する業務に係る事業団の経理については、これを第26条第1号に掲げる経理とみなして同条の規定を適用する。
- 6 第3項の規定により連合会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(日本海外移住振興株式会社からの引継ぎ)

第7条 日本海外移住振興株式会社法(昭和30年法律第139号)により設立された日本海外移住振興株式会社(以下この条から附則第9条までにおいて「会社」という)は、商法(明治32年法律第48号)第343条に規定する株主総会の決議を得て、設立委員に対して、事業団にその営業の全部を出資すべき旨を申し出ることができる。

- 2 設立委員は、前項に規定する申出があったときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。
- 3 第1項に規定する決議があったときは、政府以外の株主の所有する株式は、前項の認可があった時に会社が買い取って消却したものとみなす。
- 4 前項の場合における株式1株の買取価額は、会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。
- 5 前項の会社の純資産の額の評価のため、外務省に、評価委員会を置く。
- 6 前項の評価委員会に関し必要な事項は、外務省令で定める。第41条第1項の規定は、この場合について準用する。
- 7 第2項の認可があったときは、会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて事業団に承継されるものとし、会社は、その時に於いて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 8 前項に規定する承継があったときは、会社の解散の時までに政府の一般会計及び産業投資特別会計から会社に対して出資された額は、事業団の成立の時において、それぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計から事業団に対して出資されたものとする。
- 9 第7項の規定により会社が解散した場合における解散の登記については、

政令で定める。

(会社から承継する債務の保証)

第8条 政府は、附則第7条第7項の規定により事業団が会社から承継する債務のうち、日本海外移住振興株式会社法第16条の規定により政府が手形を買い取る旨の契約をした外国銀行に対する会社の借入金に係る債務について、その承継の日において、事業団のために当該債務に係る手形を買い取る旨の契約をし、及び当該債務に係る利息債務について保証するものとする。

(区分経理)

第9条 附則第7条第7項の規定により事業団が会社の権利及び義務を承継した場合におけるその資産及び負債の経理については、これをその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものとする。

2 前項の規定による経理の方法、勘定の処理その他区分経理に関し必要な事項については、政令で定める。

(非課税)

第10条 附則第6条第3項及び附則第7条第7項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

第11条 この法律(附則第1条ただし書に係る部分を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に海外移住事業団という名称を使用している者については、第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

第12条 事業団の最初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和39年3月31日に終わるものとする。

第13条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第27条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(日本海外移住振興株式会社法の廃止等)

第14条 日本海外移住振興株式会社法は、廃止する。

2 前項の規定の施行前にした廃止前の日本海外移住振興株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(土地等をその目的とする出資)

第14条の2 政府は、外務省設置法の一部を改正する法律（昭和39年法律第85号）中移住あっせん所に関する部分の施行の際国が移住あっせん所の用に供していた土地、建物その他の土地の定着物及び物品で事業団の業務に必要があると認められるもの並びに神奈川県横浜市港北区篠原町富士塚谷1999番地に所在する国有の土地、建物その他の土地の定着物（以下この条において「土地等」という。）を出資の目的として、事業団に出資することができる。

- 2 前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 3 第4条第3項の規定は、第1項の規定による政府からの出資があった場合に準用する。
- 4 第2項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第15条 地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「雇用促進事業団」の下は「、海外移住事業団」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第16条 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部を次のように改正する。

第84条第1項中「、日本海外移住振興株式会社」を削る。

（財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律の一部改正）

第17条 財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律（昭和35年法律第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律

第1条中「財団法人日本海外協会連合会」を「海外移住事業団」に、「連合会」を「事業団」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

第2条を削る。

（登録税法の一部改正）

第18条 登録税法（明治29年法律第27号）の一部を次のように改正する。

第19条第7号中「海外技術協力事業団」の下に「、海外移住事業団」を、

「海外技術協力事業団法」の下に「海外移住事業団法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第19条 印紙税法(明治32年法律第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第9号ノ5ノ3の次に次の1号を加える。

9ノ5ノ4 海外移住事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第20条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第21条 法人税法(昭和22年法律第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第22条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

第72条の4第1項第3号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第23条 行政管理庁設置法(昭和23年法律第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(外務省設置法の一部改正)

第24条 外務省設置法(昭和26年法律第283号)の一部を次のように改正する。

第13条の2中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

四 海外移住事業団を監督すること。

附 則(昭和39年5月27日法律第85号抄)

1 この法律は、(中略)公布の日から施行(中略)する。(後略)

附 則(昭和41年3月31日法律第29号)

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和41年4月1日から施行する。
(海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律の廃止)
- 2 海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律(昭和35年法律第46号)は、廃止する。
(既存の債権の免除)
- 3 政府は、昭和27年4月1日から昭和41年3月31日までの間において移住者(アメリカ合衆国に移住した者を除く。以下同じ)の渡航費として海外移住事業団(以下「事業団」という)に貸し付けた貸付金(移住者の渡航費として財団法人日本海外協会連合会に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き受けたものを含む。以下同じ)については、昭和41年3月31日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。
(政令への委任)
- 4 前項の規定により免除された貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息の事業団における経理の方法その他必要な事項については、政令で定める。

2. 移住地概況

(1) 事業団直営移住地

(昭. 42. 3. 31現在)

移住地名	所在国	移住地面積 (1区画面積)	移住地 購入年	区画数	完成 区画数	分 区画数	入植総戸数 (現地入植)	現在戸数	主要作物	近傍都市及び距離
第2トメアスー	ブラジル	25,800ha (25ha)	昭37	128	92	71戸 (43戸)	71戸	ビメンタ(こししょう) 米	ベレン市 { 人口 520,000人 水路 270km	
アンシヤール	ブラジル	1,015ha (4.3ha~15.6ha)	昭34	77	48	55戸 (4戸)	44戸	養鶏、野菜	リデデジャネイロ市 { 人口 4,000,000人 陸路90km	
バルゼア アレグレ	ブラジル	36,363ha (25ha)	昭32	62	34	52戸 (1戸)	34戸	養畜、雑作	カンポグランデ市 { 人口 100,000人 陸路50km	
グアタバラ	ブラジル	7,294ha (12.5ha)	昭33	262	149	144戸 (10戸)	126戸	養鶏、養蚕、米	リベロンプレット市 { 人口 200,000人 陸路30km	
ジヤカレー	ブラジル	513ha (6.2ha)	昭34	57	37	39戸 (5戸)	37戸	養鶏、果樹、野菜	サンパウロ市 { 人口 5,250,000人 陸路67km	
ビニヤール	ブラジル	756ha (12ha)	昭37	60	51	55戸 (45戸)	45戸	養鶏、果樹、野菜	サンパウロ市 { 人口 5,250,000人 陸路 160km	
ガルアペー	アルゼンチン	3,110ha (30ha)	昭32	97	88	87戸	62戸	柑橘、植林、煙草、 とうもろこし	ポサダス市 { 人口 120,000人 陸路 120km	

アンデス	アルゼンチン	1,312ha (10ha)	昭34	69	28	26戸 (11戸)	26戸	ブドウ、桃、トマト	ヘネラルベルナル市 { 人口30,000人 陸路14km
エスペランサ	アルゼンチン	38ha (1.6ha~2.6ha)	昭42	18	15	17戸 (17戸)	17戸	花卉	ブエノスアイレス市 { 人口6,000,000人 陸路50km
フラム	パラグアイ	16,057ha (25ha)	昭31	455	351	376戸	277戸	果樹、養蚕、雑作	エンカルナシオン市 { 人口50,000人 陸路30~60km
アルトパラナ	パラグアイ	83,580ha (30ha)	昭33	903	393	362戸 (3戸)	356戸	油桐、養蚕、雑作	エンカルナシオン市 { 人口50,000人 陸路70km
イグアス	パラグアイ	87,763ha (30ha)	昭35	475	135	118戸 (63戸)	112戸	肉牛、野菜	アスンシオン市 { 人口380,000人 陸路260km
※サンファン	ボリビア	35,288ha (50ha)	昭30			344戸	253戸	米、養豚	サンタクルス市 { 人口96,000人 陸路130km
※オキナワ第1	ボリビア	18,181ha (50ha)	昭31			269戸	241戸	米、肉牛、豚	サンタクルス市 { 人口96,000人 陸路96km
※オキナワ第2	ボリビア	16,744ha (50ha)	昭34			191戸	166戸	米、肉牛、豚	サンタクルス市 { 人口96,000人 陸路60km
※オキナワ第3	ボリビア	18,321ha (50ha)	昭37			128戸	57戸	米、肉牛、豚	サンタクルス市 { 人口96,000人 陸路55km

※サンファン及びオキナワ第1、第2、第3移住地は、ボリビア政府から提供を受け、日本側で造成し入植を進めているものである。

(2) 相手国側設定の移住地

(昭42. 3. 31現在)

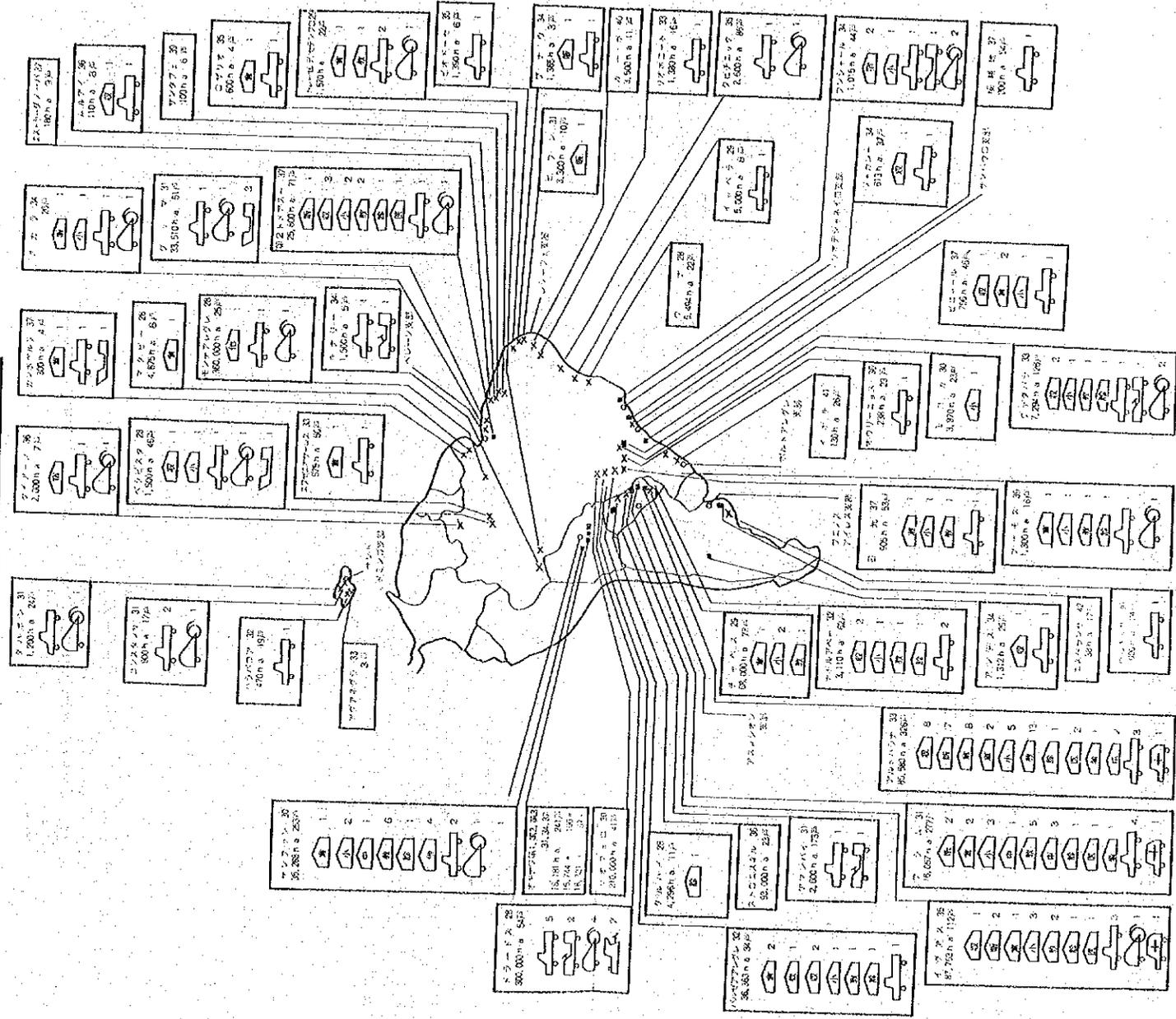
移住地名	入城地管理者	所在国	移住地通積 (1区画当り面積)	入城開始 年	入積総戸数 (現地人積)	現在戸 数	主要作物	備考 近傍都市、その他
モンテアレグレ	連邦政府	ブラジル	360,000ha (50ha)	昭28	132戸 (3戸)	25戸	ビメンタ、カカオ、米 とうもろこし	モンテアレグレ町 人口 10,000人 {陸路 38km}
グアマ	連邦政府	ブラジル	33,510ha (20ha)	昭31	132戸 (20戸)	51戸	ビメンタ、ゴム、コー ヒー、米、野菜	ベレーン市 人口 520,000人 {陸路 80km {水路 48km}
アカラ	パラ州政府	ブラジル	不定 (20~100ha)	昭34	26戸 (25戸)	26戸	ビメンタ、果樹、米、 マンジョカ	ベレーン市 人口 520,000人 {水路 120km}
ベラビスタ (マナカアルー)	連邦政府	ブラジル	1,500ha (25ha)	昭28	158戸 (3戸)	46戸	ビメンタ、ゴム、米、 マンジョカ	マナウス市 人口 200,000人 {水路 6km}
エラゼニオサー レス	アマゾンナ州政 府	ブラジル	575ha (25ha)	昭33	66戸 (1戸)	59戸	ビメンタ、グアラナ、 米、マンジョカ	マナウス市 人口 200,000人 {陸路 45km}
マタビー	アマバ直轄州政 府	ブラジル	4,875ha (30ha)	昭28	50戸	6戸	ゴム、ビメンタ、米、 マンジョカ	マカパ市 人口 25,000人 {陸路 120km}
カンポベルジ	アマバ直轄州政 府	ブラジル	300ha (30ha)	昭37	5戸 (5戸)	4戸	ゴム、ビメンタ、マン ジョカ、野菜	マカパ市 人口 25,000人 {陸路 130km}
ロザリオ	マラニオン州政 府	ブラジル	600ha (30ha)	昭35	19戸	4戸	ビメンタ、コーヒー、 米、マンジョカ	サンルイス市 人口 180,000人 {陸路 80km}
ムルアイ	マラニオン州政 府	ブラジル	110ha (10ha)	昭36	13戸 (3戸)	8戸	野菜、養鶏	サンルイス市 人口 180,000人 {陸路 30km}
サンタフェ	共 同	ブラジル	100ha	昭39	6戸 (6戸)	6戸	野菜	サンルイス市 人口 180,000人 {陸路 33km}

エストラーダノ ーバ	マラネオン州政 府	アラジル	180ha (15ha)	昭37	11戸 (11戸)	9戸	ビメンタ、果樹、マン ジョカ、野菜	サンルイス市 人口 180,000人 陸路 28km
キナリー	アグレ州政府	アラジル	1,500ha (30ha)	昭34	13戸	5戸	ビメンタ、カスタニヤ ナツツ、米、マンジョカ	リオプランコ市 人口 62,000人 陸路 28km
タイアノー	ロライマ直轄州 政府	アラジル	2,000ha (30ha)	昭35	20戸 (11戸)	7戸	コーヒー、ビメンタ、 米、マジョンカ	ポアビスタ市 人口 32,000人 陸路 90km
トレゼアセテ ンプロ	ロンドニア直轄 州政府	アラジル	1,570ha (27ha)	昭29	32戸 (1戸)	22戸	ビメンタ、ゴム、米、 マンジョカ	ポアトベリョ市 人口 10,000人 陸路 9km
ビオ12世	連邦政府	アラジル	1,390ha (25ha)	昭35	9戸	6戸	野菜	アラタレ市 人口 740,000人 陸路 60km
ブナウ	ビオ12世政府	アラジル	1,365ha (12ha)	昭34	13戸	3戸	ココヤシ、米、野菜	ナタール市 人口 160,000人 陸路 86km
ビウン	連邦政府	アラジル	3,300ha (12.5ha)	昭31	11戸 (2戸)	10戸	バナナ、米、野菜	ナタール市 人口 160,000人 陸路 22km
カーボ	ペルナンブコ州 政府	アラジル	3,500ha (10ha)	昭40	11戸 (11戸)	11戸	柑橘、野菜	レンソア市 人口 1,000,000人 陸路 35km
リオボニー	連邦及びペルナ ンブコ州政府	アラジル	1,350ha (25ha)	昭23	17戸 (3戸)	16戸	マラクジヤ、柑橘、マ ンジョカ、野菜	レンソア市 人口 1,000,000人 陸路 145km
クビチエック	連邦及びバイア 州政府	アラジル	2,600ha (20~25ha)	昭35	114戸	86戸	甘蔗、丁子、米、野菜	サルバドール市 人口 840,000人 陸路 80km
ウナ	連邦政府	アラジル	5,494ha (30ha)	昭28	40戸 (2戸)	22戸	ゴム、 카카오、米、と うもろこし	ウナ町 人口 4,000人 陸路 10km

移住地名	入植地管理者	所在国	移住地 面積 (1区画当り面積)	入植開始 年	入植総戸数 (純地入植)	現在戸 数	主 要 作 物	近 傍 都 市、 そ の 他
イツベラ	連邦政府	ブラジル	5,000ha (20ha)	昭29	10戸 (10戸)	8戸	丁字、油ヤシ、マンジョカ、野菜	イツベラ町 {人口 5,000人 {陸路 10km
桜 耕 地	足立小平治	ブラジル	200ha (5ha)	昭37	54戸 (38戸)	54戸	養鶏、果樹、野菜	サンパウロ市 {人口 5,250,000人 {陸路 57km
オウリーニヨス (アスバゼ)	オウリーニヨス 産組	ブラジル	238ha (10ha)	昭36	23戸 (6戸)	23戸	コーヒー、柑橘、とうもろこし、棉	オウリーニヨス市 {人口 50,000人 {陸路 7km
モ コ カ (アスバゼ)	モココ産組	ブラジル	3,870ha (12.5ha)	昭30	38戸 (38戸)	38戸	養鶏、野菜	モココ市 {人口 10,000人 {陸路 7km
日 光	日光産組	ブラジル	905ha (12.5ha)	昭37	56戸 (56戸)	53戸	コーヒー、とうもろこし、米	ウムアラマ市 {人口 20,000人 {陸路 40km
ド ラ ー ド ス	連邦政府	ブラジル	300,000ha	昭28	94戸	54戸	コーヒー、ゴム、米、とうもろこし	ドラーダス市 {人口 10,000人 {陸路 70km
ク ル バ イ	和歌山植民地産 組	ブラジル	4,296ha (24ha)	昭28	59戸 (3戸)	11戸	コーヒー、肉牛、糖、落花生	ドラーダス市 {人口 10,000人 {陸路 180km
リ オ フ エ ロ	松原植民地会社	ブラジル	210,000ha	昭30	200戸 (200戸)	41戸	ビメンタ	クヤバ市 {人口 75,000人 {陸路 580km
ラ ー モ ス	サンタカタリー ナ州政府	ブラジル	1,300ha (25ha)	昭39	16戸 (16戸)	16戸	桃、ブドウ、とうもろこし、小麦	クリチバーノス市 {人口 10,000人 {陸路 22km
イ ボ チ	同	ブラジル	130ha (5ha)	昭41	26戸 (26戸)	26戸	ブドウ、養鶏、野菜	ポルトアレグレ市 {人口 840,000人 {陸路 45km

ウルキヤ	サ	重	国	政	府	アルゼンチン	600ha (7~14ha)	昭36	24戸 (12戸)	24戸	桃、花卉、野菜	ラプラタ市 {人口 350,000人 陸路 15km}
チャベ	ス	バ	国	政	府	パラグアイ	68,000ha (20ha)	昭29	111戸 (11戸)	73戸	油桐、柑橘、雑作、野菜	エンカルナシオン市 {人口 50,000人 陸路 20km}
アマン	バイ	共	国			パラグアイ	2,600ha (20ha)	昭31	183戸 (183戸)	173戸	コーヒー、米、豆	ペドロファンカバリ エロ市 {人口 20,000人を 中心に耕作地を 有}
ストロ	エス	パ	国	政	府	パラグアイ	98,000ha (25ha)	昭36	23戸 (23戸)	23戸	植林、雑作、野菜	アスンシオン市 {人口 380,000人 陸路 400km}
ダハ	ボン	ド	国	政	府	ドミニカ	1,200ha (6ha)	昭31	61戸	24戸	米	ダハボン市 {人口 9,000人 陸路 6.5km}
ハラ	バ	ド	国	政	府	ドミニカ	470ha (4.6ha)	昭32	32戸 (16戸)	19戸	陸稲、野菜	ハラバコア市 {人口 5,000人 陸路 2km}
コン	スタ	ド	国	政	府	ドミニカ	900ha (5ha)	昭31	44戸	17戸	馬鈴薯、トマト	コンスタンサ市 {人口 11,000人 陸路 1km}
アグ	ア	ド	国	政	府	ドミニカ	不 (〇)	昭33	74戸	3戸	コーヒー、豆	ペテルナール市 {人口 1,000人 陸路 30km}

3. 移住地別、事業団或は関係機関概図

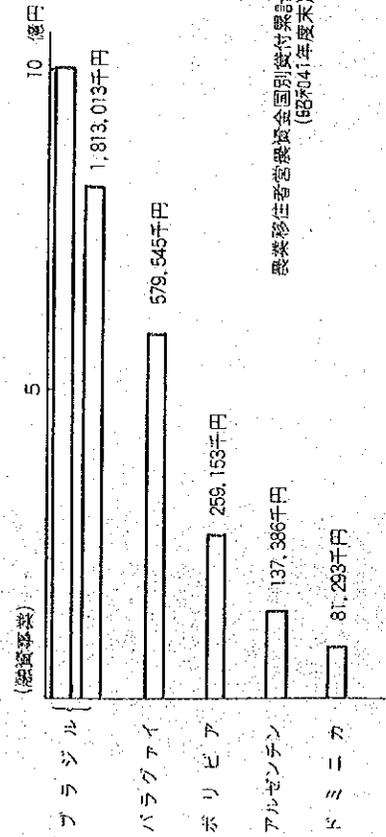


凡 例

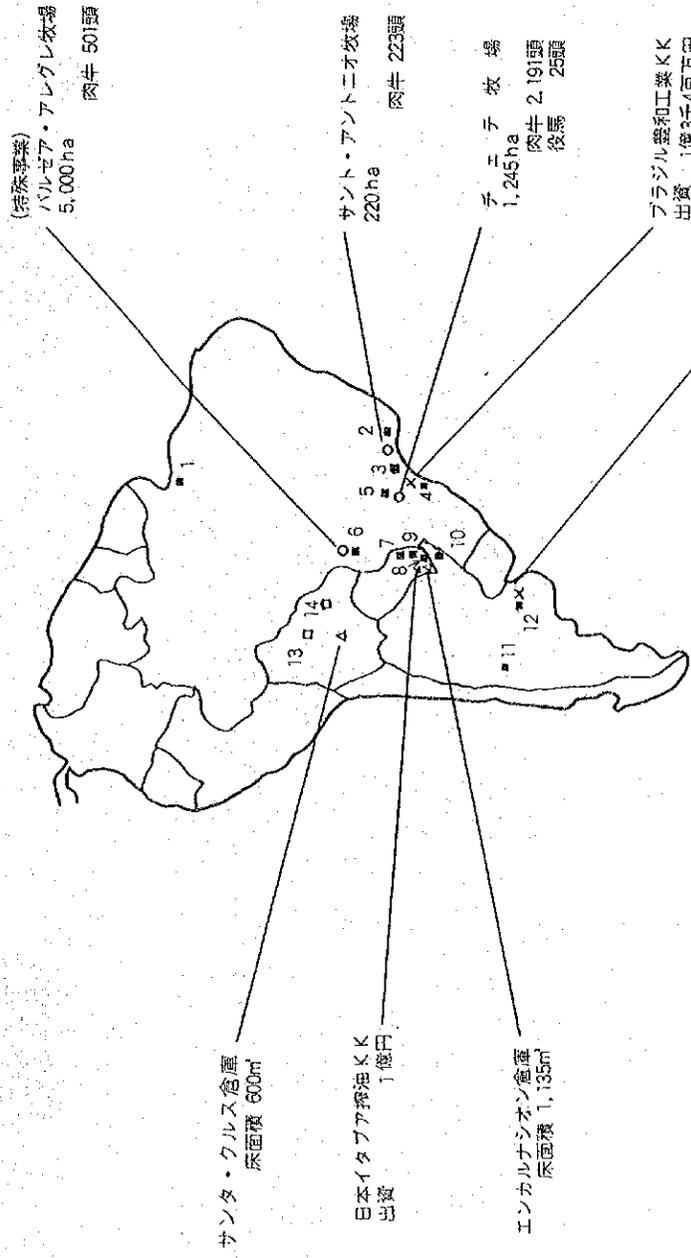
- 事業団設置人施設
- × 受入団営人施設
- C 事業団支部

20) 中心集居の地には居住者住宅
については個人地、その外には
については入居地地である。
21) 中心集居の地には居住者住宅
18である。
22) 中心集居の地には居住者住宅
18である。

4. 出資金関係事業概図



農業移住者営農資金個別貸付累計 (昭和41年度末)



(入植地・附帯事業)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 第2トメ・アス... | 2 フラタム移住地 |
| 2 フンシ... | 3 アル・アラベス |
| 3 ジヤカレ... | 4 ガルシア |
| 4 ビニア... | 5 エスベランサ |
| 5 グア... | 6 サンフラン |
| 6 バルゼア... | 7 オキナワ第1,第2,第3 |
| 7 イ... | |

凡	入植地事業・附帯事業関係	特殊事業関係
	■ 直営入植地	○ 牧場
	□ 準直営入植地	△ 倉庫
例		× 投資

5. 出 産 数

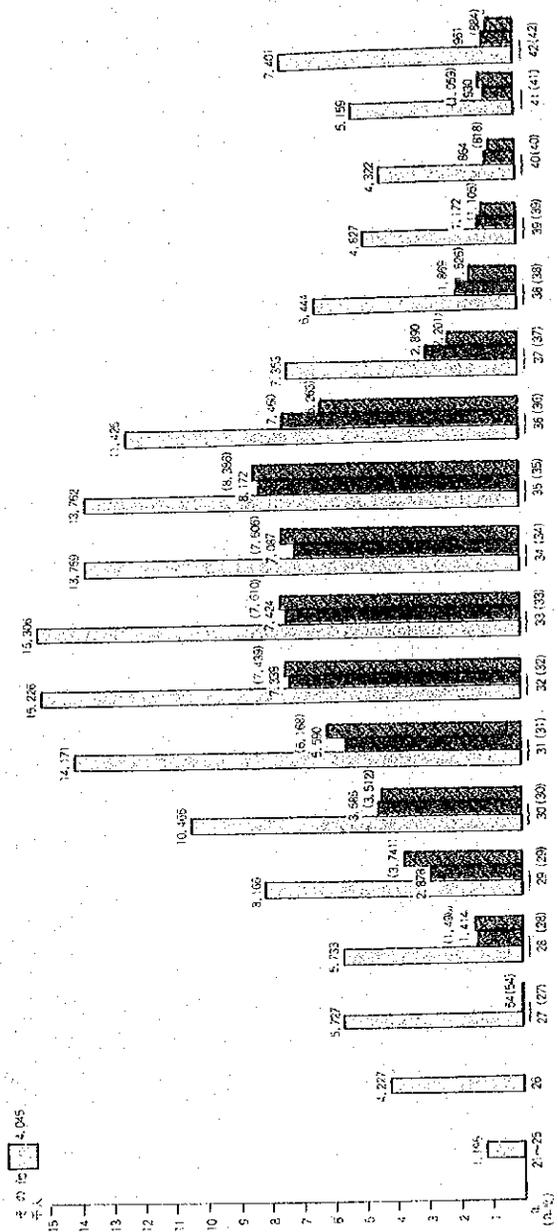
(1) 地域別、出生別出生率

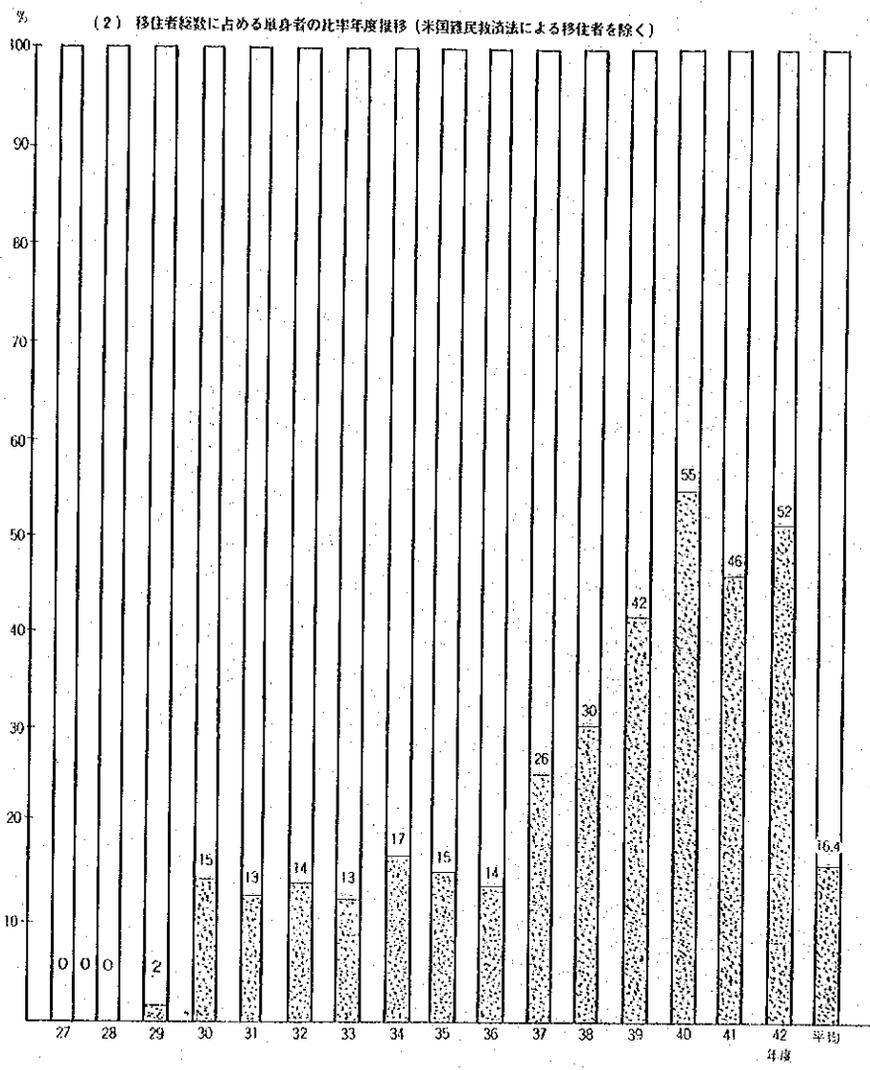


出生率(%) (平均) 年

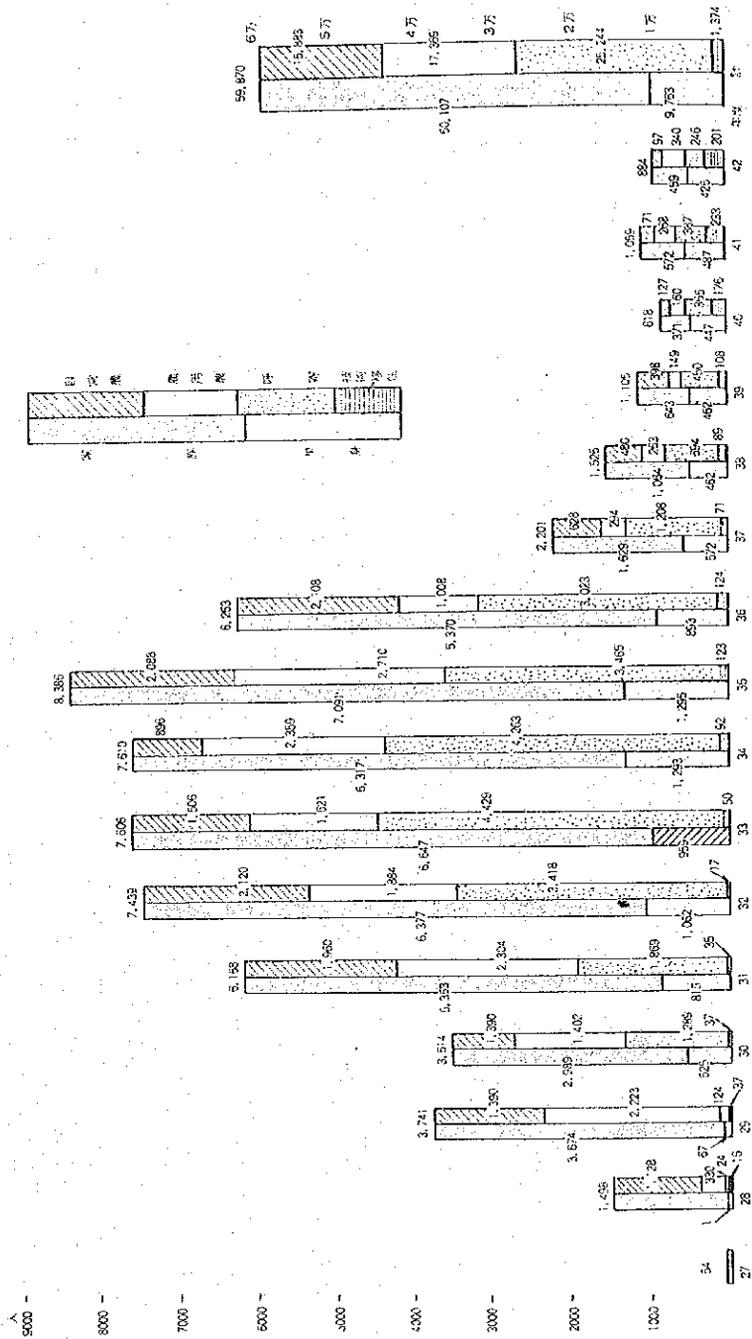
30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15

区 市 町 村





(8) 煤炭業實行(空載) 裝在空車座席, 形勢別出異域



7. 在外支部所在地

()内は手紙宛先

ブラジル

- 現 地 法 人 { IJYUSHINKO-Crédito e Financiamento S.A.
JAMIC-Imigração e Colonização Ltda.
Rua Barão de Flamengo, No.32, 3^ªand., Rio de Janeiro,
Brasil
中南米代表部 (同 上)
Rio Barão de Flamengo, No.22, 6^ªand., Rio de Janeiro,
Brasil
リオ・デ・ジャ
ネイロ支部 (同 上)
Rua Senador Feijó, No.143, 8^ªand., São Paulo, Brasil
サン・パウロ支
部 (Caixa Postal-1699, São Paulo, Brasil)
Travessa Padre Eutiquio, No.1021, Belém, Pará, Brasil
ベレーン支部 (Caixa Postal-421, Belém, Pará, Brasil)
Rua Don Vosco No.821, Boa Vista, Recife, Pernambuco,
Brasil
レシーフェ支部 (Caixa Postal-1627, Recife, Pernambuco, Brasil)
Rua Fernandes Vieira, No.125, Pôrto Alegre,
Rio Grande do Sul, Brasil
ポルト・アレグ
レ支部 (Caixa Postal-2698, Pôrto Alegre, Rio Grande do Sul,
Brasil)

アルゼンチン

- ブエノス・アイ
レス支部 Servicio de Emigración del Japón
Edificio Heroes, Avenida Belgrano No.863, 10^ª Pisos,
Oficina 20, Buenos Aires, Argentina
(同 上)

パラグアイ

- アスンシオン支
部 Servicio Emigratorio del Japón
Mexico, No.449, Esquina 25 de Mayo, Asunción, Paraguay
(Casilla de Correo No.1121, Asunción, Paraguay)

ボリビア

- サンタ・クルス
支部 Servicio de Emigración del Japón
Calle Rene Moreno, Santa Cruz, Bolivia
(Casilla de Correo No.555, Santa Cruz, Bolivia)

ドミニカ

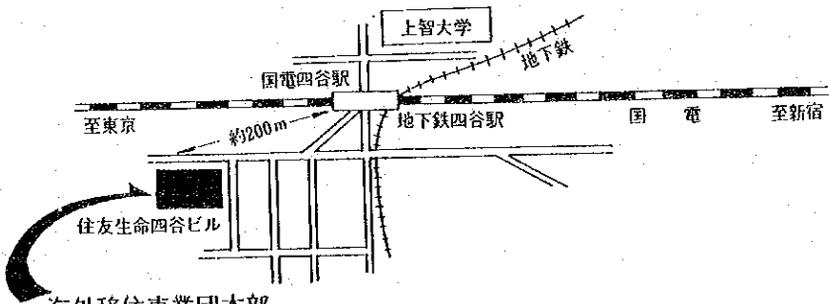
- サント・ドミン
ゴ支部 Servicio de Emigración del Japón
Lea de Castro No.26, Santo Domingo, República Dominicana
(Apartado No.1163, Santo Domingo, República Dominicana)

アメリカ

- サンフランシス
コ駐在員事務所 Japan Emigration Service
C/O Consulate General of Japan, 1601 post Street,
San Francisco, California 94115, U.S.A.
(同 上)

カナダ

- トロント駐在員
事務所 Japan Emigration Service
C/O Consulate General of Japan, P.O. Box 10,
Toronto-Dominion Centre, Toronto 1, Ontario, Canada
(同 上)



海外移住事業団本部
東京都新宿区本塩町8の2
(住友生命四谷ビル内)
電話 代表 (359) 8281

海外移住事業団

(Japan Emigration Service)

昭和43年3月作成

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100